

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第36期)	至	2020年3月31日

株式会社 WOWOW

(E04427)

第36期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、2020年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 WOWOW

目次

頁

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
4. 経営上の重要な契約等	20
5. 研究開発活動	20
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
(1) 株式の総数等	22
(2) 新株予約権等の状況	22
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(5) 所有者別状況	23
(6) 大株主の状況	23
(7) 議決権の状況	24
2. 自己株式の取得等の状況	24
3. 配当政策	25
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	26
第5 経理の状況	51
1. 連結財務諸表等	52
(1) 連結財務諸表	52
(2) その他	81
2. 財務諸表等	82
(1) 財務諸表	82
(2) 主な資産及び負債の内容	91
(3) その他	91
第6 提出会社の株式事務の概要	92
第7 提出会社の参考情報	93
1. 提出会社の親会社等の情報	93
2. その他の参考情報	93
第二部 提出会社の保証会社等の情報	94

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第36期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 田中 晃
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 I R 経理、総合計画担当 兼 I R 経理局長、 総合計画局長 尾上 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 I R 経理、総合計画担当 兼 I R 経理局長、 総合計画局長 尾上 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な連結経営指標等の推移

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	75,296	78,253	81,574	82,623	82,450
経常利益 (百万円)	9,516	10,282	10,698	7,531	9,225
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,707	6,800	7,360	5,182	5,072
包括利益 (百万円)	5,946	6,974	7,423	5,195	4,684
純資産額 (百万円)	44,646	49,731	54,994	58,030	60,555
総資産額 (百万円)	63,452	81,461	87,083	92,555	90,024
1株当たり純資産額 (円)	1,654.10	1,842.49	2,037.52	2,150.01	2,243.54
1株当たり当期純利益 (円)	248.52	251.94	272.70	192.02	187.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.4	61.0	63.2	62.7	67.3
自己資本利益率 (%)	15.8	14.4	14.1	9.2	8.6
株価収益率 (倍)	9.6	15.3	12.3	15.4	12.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,331	12,202	9,421	5,017	9,982
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,669	△2,543	△7,238	△2,856	△3,580
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,696	△2,020	△2,343	△2,236	△2,198
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	16,526	24,157	23,991	24,129	28,288
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	419 [714]	435 [671]	509 [619]	538 [616]	573 [626]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	72,079	72,878	72,202	72,951	72,489
経常利益	(百万円)	8,940	9,879	10,205	7,048	8,580
当期純利益	(百万円)	6,350	6,463	7,025	4,883	4,613
資本金	(百万円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	(株)	28,844,400	28,844,400	28,844,400	28,844,400	28,844,400
純資産額	(百万円)	39,205	43,905	48,800	51,460	53,529
総資産額	(百万円)	57,220	75,137	78,753	83,940	81,019
1株当たり純資産額	(円)	1,452.54	1,626.67	1,808.01	1,906.57	1,983.22
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	70.00 (-)	80.00 (-)	80.00 (-)	80.00 (-)	80.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	235.28	239.48	260.28	180.93	170.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	68.5	58.4	62.0	61.3	66.1
自己資本利益率	(%)	17.1	15.6	15.2	9.7	8.8
株価収益率	(倍)	10.1	16.1	12.9	16.4	14.0
配当性向	(%)	29.8	33.4	30.7	44.2	46.8
従業員数	(名)	275	280	279	292	299
株主総利回り	(%)	64.0	104.4	93.1	85.3	72.7
(比較指標：TOPIX)	(%)	(87.3)	(98.0)	(111.2)	(103.1)	(90.9)
最高株価	(円)	4,225	4,125	3,850	3,695	3,040
最低株価	(円)	2,182	2,266	3,015	2,730	2,099

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 第32期1株当たり配当額には開局25周年記念配当額10円が含まれております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 【沿革】

放送衛星による民間衛星放送事業の免許申請は、1983年に13社から郵政省（現・総務省）に申請され、郵政省（現・総務省）の要請により社団法人経済団体連合会（現・一般社団法人日本経済団体連合会）が一本化調整を行った結果、テレビジョン放送申請12社を中心として、1984年12月25日、我が国初の民間衛星放送会社として当社は設立されました。

- 1984年12月 東京都港区虎ノ門に資本金73億円で日本衛星放送株式会社（現・㈱WOWOW）設立。
- 1989年11月 コミュニケーションネームをWOWOWと決める。
- 1990年4月 子会社 ㈱ワウワウプログラミング設立。
 - 7月 子会社 ㈱ワウワウ・ミュージック・イン設立。
 - 10月 江東区辰己に放送センター竣工。
 - 11月 無線局本免許取得、直ちにサービス放送開始。
- 1991年4月 放送衛星BS-3aを使ったBSアナログの営業放送開始。
呼出符号JO33-BSTV、TAM、チャンネルBS-3。
 - 10月 放送衛星BS-3bへ移行。チャンネルをBS-3からBS-5に変更。
- 1992年8月 有料放送契約加入者が100万世帯を突破。
- 1993年4月 ㈱放送衛星システムに出資（現・持分法適用関連会社）。
- 1994年7月 本社事務所を中央区入船に移転。
- 1996年1月 有料放送契約加入者が200万世帯を突破。
 - 11月 本社事務所を港区元赤坂に移転。
- 1997年8月 放送衛星BS-3bから放送衛星BSAT-1aへ移行。
呼出符号をJO23-BSTV、TAMに変更。
- 1998年2月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズ設立（現・㈱WOWOWコミュニケーションズ、連結子会社）。
 - 10月 BSデジタル委託放送事業者として認定される。
 - 11月 子会社 サンセントシネマワークス㈱設立。
 - 12月 有料放送契約加入者が250万世帯を突破。
- 2000年3月 子会社 ㈱ワウワウ・マーケティング設立。
辰己放送センター増築工事完了。
 - 6月 子会社 ワウワウクラブ・ドットコム㈱設立。
 - 7月 ㈱シーエス・プロジェクト設立。
 - 12月 放送衛星BSAT-1bを使ったBSデジタル放送開始。チャンネルBS-9。
会社名を㈱WOWOW（登記上は㈱ワウワウ）に変更。
㈱シーエス・プロジェクトが東経110度CSデジタル放送委託放送業者として認定される。
- 2001年4月 東京証券取引所マザーズ市場に株式上場。
 - 6月 ㈱シーエス・プロジェクトが㈱シーエス・ワウワウに会社名変更。
 - 9月 子会社 ㈱ケータイワウワウ設立。
 - 12月 ブロードバンド有料配信実験開始。
- 2002年4月 ㈱シーエス・ワウワウが、営業放送を開始。
- 2003年1月 登記上の商号を㈱ワウワウから㈱WOWOWに更正登記。
 - 2月 子会社 サンセントシネマワークス㈱清算。
 - 3月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが埼玉県川口市に「WOWCOMカスタマー・ケア・センター」オープン。
 - 6月 ㈱シーエス・ワウワウが登記上の商号を㈱CS-WOWOWに更正登記。
 - 7月 子会社 ワウワウクラブ・ドットコム㈱清算。
 - 8月 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが沖縄県那覇市に「WOWOWカスタマーセンター」設立。
- 2004年3月 関連会社 ㈱ブラット・ワンが㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズと合併（持分法適用関連会社より除外）。
 - 6月 資本準備金を取崩し資本の欠損填補に充当。
第三者割当増資実施。
 - 7月 減資を実施し、資本の欠損填補に充当。
- 2005年2月 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが㈱イー・テレサービスと合併。
 - 3月 ㈱ワウワウプログラミング清算。
 - 9月 子会社 ㈱ケータイワウワウ清算。

- 2006年1月 ㈱CS-WOWOWを子会社化。
5月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが北海道札幌市に「WOWOWカスタマーセンター」設立。
- 2007年3月 子会社 ㈱CS-WOWOW清算。
子会社 ㈱WOWOWコミュニケーションズが減資を行い資本金478百万円となる。
- 2008年12月 本社事務所を港区赤坂に移転。
- 2011年3月 株式の上場市場を東京証券取引所市場第一部に変更。
7月 BSアナログ有料放送サービスを終了。
10月 フルハイビジョン・3チャンネル放送サービスを開始（WOWOWプライム・WOWOWライブ・WOWOWシネマ）。
- 2012年7月 加入者限定無料番組配信サービス「WOWOWメンバーズオンデマンド」開始。
- 2013年5月 関連会社 WHDエンタテインメント㈱（現・WOWOWエンタテインメント㈱、連結子会社）を子会社化。
- 2014年3月 子会社 ㈱WOWOWマーケティングを清算。
4月 子会社 WHDエンタテインメント㈱が子会社 ㈱ワウワウ・ミュージック・インと合併（吸収合併存続会社：WHDエンタテインメント㈱）。
8月 子会社 WHDエンタテインメント㈱がWOWOWエンタテインメント㈱に会社名変更。
- 2017年3月 ㈱アクトビラを子会社化。
4月 ㈱IMGICAティーヴィを子会社化。
10月 ㈱IMGICAティーヴィが㈱WOWOWプラスに会社名変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、㈱WOWOW（当社）及び子会社4社、関連会社2社で構成され、放送番組を制作・調達し、これを放送衛星により有料でテレビ放送することを主たる業務とし、加入者の方々からの視聴料により、事業を運営しております。当社グループの当該事業における位置付けは下記のとおりであり、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 放送

当社が番組の制作・調達を行い、放送衛星（BS=Broadcasting Satellite）を使ったBSデジタル有料放送サービス（デジタルフルハイビジョン・3チャンネル）を行っております。また、有料放送だけでなく、一部の放送時間帯においては無料の広告放送も行っております。ケーブルテレビ、通信衛星（CS=Communication Satellite）並びにIPTVといったBS以外の伝送路上の他社が運営するプラットフォームを通じても当社の番組を放送しております。

連結子会社の㈱WOWOWプラスは、BS、CS及びケーブルテレビを通じて、「シネフィルWOWOW」、「歌謡ポップスチャンネル」を放送しております。

連結子会社のWOWOWエンタテインメント㈱は、当社及び外部から委託を受け、番組中継収録等を行っております。

関連会社の㈱放送衛星システムは、当社が利用する放送衛星の調達とその運用を行っております。

関連会社の㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは、デジタル放送の限定受信システム（CAS）のICカードの発行・管理を行っております。

(2) テレマーケティング

連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズは、当社及び外部から委託を受け、顧客管理及びテレマーケティングを行っております。

以上のほか、その他の関係会社として㈱フジ・メディア・ホールディングス及び㈱東京放送ホールディングスがあり、当社グループと当該2社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。

上記の企業集団の状況について事業系統図を示すと以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱WOWOWコミュニケーションズ (注) 1	神奈川県 横浜市	478	テレマーケティング	100.0	当社の顧客管理サービス業務を委託しております。 役員の兼任・出向あり。
㈱WOWOWプラス (注) 1	東京都 港区	100	放送	100.0	当社よりコンテンツを提供しております。 役員の兼任・出向あり。
WOWOWエンタテインメント㈱ (注) 1、5	東京都 江東区	225	放送	100.0	当社の番組中継収録業務を委託しております。 役員の兼任・出向あり。
(持分法適用の関連会社) ㈱放送衛星システム (注) 1、2	東京都 渋谷区	15,000	放送	19.6	当社が利用する放送衛星の調達と運用を行っております。 役員の兼任・出向あり。
(その他の関係会社) ㈱フジ・メディア・ホールディングス (注) 3	東京都 港区	146,200	認定放送持株会社	被所有 22.0	同社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。 役員の兼任あり。(注) 4
㈱東京放送ホールディングス (注) 3	東京都 港区	54,986	認定放送持株会社	被所有 16.8	同社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 持分は100分の20未満ですが、実質的な影響に鑑み、関連会社としたものです。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 同社の子会社の役員が当社役員を兼任しております。

5. WOWOWエンタテインメント㈱は、2019年7月1日付で本店所在地を東京都江東区に移転しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
放送	423 (4)
テレマーケティング	150 (622)
合計	573 (626)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
299	41.0	14.9	10,498

セグメントの名称	従業員数 (名)
放送	299
合計	299

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員のうち12名は嘱託、9名は株主各社等からの出向者です。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、1992年12月11日に設立されました。連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズの労働組合は、2005年1月31日に設立されました。2020年3月31日現在、組合員数は206名です(ユニオンショップ制)。なお、労使関係については概ね良好です。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、「エンターテインメントを通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」を企業理念に掲げております。フルハイビジョン・3チャンネル放送では、上質な番組の充実を図るとともに、WOWOWらしさを追求したオリジナルコンテンツの制作に注力してまいります。また、ケーブルテレビ、CS放送、IPTVといったあらゆる伝送路での放送に加え、テレビ会員限定の番組配信サービス「WOWOWメンバーズオンデマンド」で、放送中の番組が同時時間帯で視聴できるネット同時配信も展開しております。また、動画配信サービスの「Paravi」でもネット同時配信を行っており、今後もネットサービスの充実により、顧客満足の向上を促進してまいります。さらに、グループ戦略として、テレマーケティングサービスやコンタクトセンター運営業務を展開する㈱WOWOWコミュニケーションズ、番組中継・制作業務を中心に事業展開しているWOWOWエンターテインメント㈱に加え、2017年より当社グループに加わった㈱WOWOWプラス及び㈱アクトビラとともに、新たな顧客層の獲得やコンテンツのネット展開を推進してまいります。また、これらグループ全体で事業を展開することにより、放送にとどまらない総合エンターテインメントをお客様に提供することを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、有料放送事業を中心とした「総合エンターテインメント・メディアグループ」の具現化に向けて、ネット同時配信を始めとした各戦略を着実に推進するとともに、戦略的な投資や費用投下を行うために、これまで以上に加入増をベースとした売上・利益増と付帯事業等の収益拡大を図り、より強固な経営体質を構築してまいります。

動画配信サービスの台頭を始めとする経営環境の変化、新型コロナウイルス感染症による事業への影響を踏まえつつ、「中期経営計画（2017年度-2020年度）」の最終年度にあたる2020年度の重点取り組み課題を以下に明記します。

将来のWOWOWを支えるオリジナルコンテンツの開発を通じた「徹底的なコンテンツの差別化」、また、B-CASカード等を登録せずに「WOWOWメンバーズオンデマンド」からの加入が可能になり、かつ「WOWOWメンバーズオンデマンド」で視聴可能なコンテンツを充実させる「デジタルサービスの拡大」、さらにエンターテインメントの力を活かしたインタラクティブな体験や繋がりを生む複合的なサービスをワンストップで体験できる「新たなサービスの開発」に取り組んでまいります。

当社グループは、これらの戦略に基づき、事業環境の変化に備え、良質なエンターテインメントを求めめるお客さまの多様なニーズにお応えすべく、様々な取り組みを行ってまいります。

当方針を2021年度以降の成長のための種まきと位置づけ、お客さまのニーズを追求したコンテンツの拡充とデジタルによるコミュニケーションの進化を果たすことにより、2021年度以降の持続的な成長を目指します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

有料放送事業における収益の源泉は、加入者からの視聴料であることから、新規加入件数、解約件数、累計正味加入件数が重要な経営指標となります。

利益面では、収益の安定性を確保するため、グループ全体での売上高経常利益率を重要な経営指標としております。中長期的には、累計正味加入件数の増加による収益増と安定的な利益率上昇トレンドの維持、また、放送外収入の拡大による新たな収益の柱の創出を最大目標としております。さらに、企業価値向上のために、中長期視点からキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フロー）の創出を重要な経営指標としております。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタルテクノロジーの進化によって急激に変化しており、年々競争激化の様相を強めております。

主な事業環境変化は以下の通りです。

- ・デジタルテクノロジーの進化による動画配信を中心とした新たなサービスの出現とそれに伴う生活者のコンテンツ接触スタイルの多様化
- ・コンテンツ獲得競争激化
- ・コンテンツ流通のグローバル化の進展

これらの経営環境変化の中においても継続的な成長を維持し、これからの10年を戦うためのあらゆる準備をし、さらなる成長に向けた布石を打つために、その基本指針となる「中期経営計画（2017年度-2020年度）」を策定し、常に環境変化に対応した戦略を策定・推進してまいります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

動画配信サービスの台頭を始めとする競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外のイベントの相次ぐ延期、中止等、エンターテインメントへの影響が甚大なものとなっており、当社グループを取り巻く事業環境は不確実性が増しております。

このような環境下での、当社グループの対処すべき課題は以下の3点です。

① 徹底的なコンテンツの差別化

映像コンテンツの視聴方法が増え、その楽しみ方が多様化する中、お客さまの嗜好やWOWOWに対するご要望は変化してきています。様々なジャンルを楽しめるWOWOWの最大の強みをさらに強化するためにWOWOWが有する「放送」「配信」のサービス基盤を最大限に活かし、「WOWOWにしかできない」「WOWOWでしか見られない」といった、WOWOWならではのエンターテインメントをお客さまへ提供してまいります。そのためにオリジナルコンテンツを中心とする差別化された希少性、独占性の高いコンテンツの開発に取り組んでまいります。

② デジタルサービスの拡大

4K放送の開始等、中核サービスとして取り組んでいる放送サービスのさらなる充実を図ります。この放送サービスの充実に加えて、配信サービスを中心としたデジタルサービスの利便性を高めてまいります。放送サービスはB-CASカード等を登録することによって視聴可能となりますが、インターネット経由でWOWOWのコンテンツが楽しめる「WOWOWメンバーズオンデマンド」にも加入手続きできる仕組みを設け、B-CASカード等を登録せずに参加・利用できるようなお客さまの利便性を高めます。また、スマートフォンやタブレットで映像サービスを利用する志向の強いお客さまにさらにご満足いただくため、「WOWOWメンバーズオンデマンド」で視聴可能なコンテンツの充実に向けた取り組みを行います。

③ 新たなサービスの開発

お客さまの映像コンテンツの楽しみ方が多様化する中、放送・配信サービスの充実・高度化を図りつつ、単なる映像の視聴にとどまらない、エンターテインメントの力を活かしたインタラクティブな体験や繋がりを生む会員サービスの提供が必要であると考えております。スマートフォンやタブレットでの利用を中心に据えた複合的なサービスをワンストップで体験できる新たな会員サービスの開発に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、閉塞感が高まり、人と人との間に距離が生まれコミュニケーションが希薄になりつつある中、「共感」や「繋がり」といったニーズが急激に高まっていると考えます。当社グループでは、上記課題に取り組み、エンターテインメントを中心とした様々なサービスを提供することでお客さまのニーズに応えてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 加入者獲得・維持に関わるリスク

当社の主要な収入は、加入者からの視聴料収入であることから、新規加入者の獲得及び解約による正味加入者数の増減が、当社の収入と利益を大きく左右いたします。

家計における可処分所得や情報サービス関連支出には一定の限界があると考えられるため、多種多様なメディアが提供する情報サービス間の競合、景気動向または災害の影響等外部環境の変化によって、有料放送に振り向けられる支出割合や優先度が変化し、当社の加入件数に係る計画に影響が生じる可能性があります。

また、1日24時間のうちテレビ視聴に費やす時間にも一定の限界があると考えられます。多メディア、多チャンネル化の中で当社の番組を視聴する時間が抑制され、当社の加入者獲得計画に影響が生じる可能性もあります。

一方、インターネット動画配信サービス事業者等との加入者獲得競争の激化等により、当社の計画以上に広告宣伝及び販売促進等の加入推進活動の強化が必要になった場合は、このコストが当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報)

新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に長期化した場合、国内外のイベントがさらに延期または中止となり、当社が放送を予定しているスポーツ、音楽ライブ、ステージ等が放送できなくなる可能性があります。その他、現在、制作を延期または企画している連続ドラマWやドキュメンタリー等のオリジナルコンテンツの制作再開または新たな制作開始ができなくなる可能性があります。これにより、競争力のある上質なコンテンツを調達または開発できず、他社との差別化ができなくなることにより、当社の加入件数に係る計画に影響が生じ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

これら事業環境の変化に対応すべく、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおり取り組んでまいります。

(2) BS（放送衛星）利用に関わるリスク

BS自体に発生するリスクには、軌道上のBSが正常に作動するかどうか、隕石や宇宙の塵等との衝突、その他軌道上における事故によって故障しないかどうか、BSの設計寿命に相当する期間その機能を維持、継続することができるかどうか等があります。

BS放送サービスは、BS自体の不具合、又は地球局の天災、あるいは人為的な原因の事故により停止することがあります。これら不具合又は事故により放送サービスが停止した場合、当社は加入者からクレームを受ける可能性があります。サービス停止の期間が一定期間を超えると収入が見込めなくなる場合もあり、その場合は当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを低減するため、予備衛星を打ち上げることによりバックアップ体制をとっております。

(3) 当社の地上設備に関するリスク

当社が所有する設備、或いはリースした設備に不具合が生じたり、地震等の不可抗力により当該設備に損害が発生する可能性があります。

これらの設備のうち、特に番組編成・放送運行システム、顧客管理システム等の設備に重大な不具合が生じた場合には、放送サービスの停止、料金徴収等の顧客管理業務の停止等の事態が発生する可能性があります。

こうしたリスクを低減するため、これらの設備はそれぞれ現用系統のほか、予備系統や予備データを有し、二重化あるいは三重化された設備になっています。現用系統に不具合が生じて、即時に予備系統に切り替えることで、障害を最小限に止める対策を講じております。

(4) B-CASカードのセキュリティに関わるリスク

当社は、BSデジタル放送で使用するB-CASカードに関しては、持分法非適用関連会社の(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下、B-CAS社という）と、カード使用契約並びに暗号化業務の委託契約を締結しております。B-CAS社では、B-CASカードのセキュリティ向上策の実施、そしてさらなるセキュリティ対策の検討をしております。しかしながら、ICカードであるB-CASカードのセキュリティが破られ、当社の有料サービスの課金を免れる可能性があります。違法なB-CASカードを無効にできない事態が生じた場合、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。また、当社では、4K8K放送用受信機に搭載されている新CASの開発管理団体である一般社団法人新CAS協議会に出資参画し、CASのICチップ化というさらなるセキュリティ向上がなされた技術的措置を講じております。

(5) コンテンツに関わるリスク

当社は営業放送開始以来、総合エンターテインメントを主軸に放送その他のサービスを提供しており、時代の流れに沿って、視聴者の要望に応え、かつ満足を得られるような各種コンテンツの調達と制作に努めております。

当社としては、有料放送に適切なコンテンツを、安定して視聴者に供給することを第一義と考え、契約先との関係強化などの対策に注力してまいりますが、現在放送しているコンテンツのすべてが、将来にわたっても継続的に確保できるという保証はありません。あるコンテンツの放送を継続できなくなった場合、それに不満な加入者が加入契約を解約する可能性があります。

また、BSデジタル放送、CSデジタル放送、IPTV、インターネット動画配信等、有料・無料の新しい映像系サービスの増加に伴い、コンテンツの獲得競争が激化しております。そのため、コンテンツ調達コストは全般的に高騰する傾向にあります。これらのコンテンツ調達コストの増加により、当社が取得を希望するコンテンツが調達できない、又は、割高なコンテンツを調達した結果、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに契約の更新に関しては、経済的条件や放送条件が折り合わない等の理由により、各契約の更新が遅延する、又は各契約が更新できない可能性があります。

こうしたリスクを低減するために、「WOWOWにしかできない」「WOWOWでしか見られない」といった、WOWOWならではのエンターテインメントをお客さまへ提供すべく、クリエイターとの関係を強固にし、オリジナルコンテンツを中心とする差別化された希少性、独占性の高いコンテンツの開発に取り組んでまいります。

(6) 映画製作・配給投資に関わるリスク

当社は、当社で放送する映画の内容を充実させること及び当該映画の公開による各種収益を得ることを目的として、特定の映画作品に製作・配給投資を行っております。この映画製作・配給投資には、当社企画で他社からも製作出資を募るもの、他社企画の映画に出資者として参加するもの、さらに、日本国内又は特定地域における映画配給権のみに出資するもの等があります。投資した映画は、製作が終了するまでの間に、経済環境や映画の内容変更等様々な理由により製作費等が不足し、追加の投資が必要になるリスクがあります。

また、映画作品は、完成後の劇場公開、DVDその他のビデオグラムの販売、ペイ・パー・ビュー、ペイテレビ等の有料放送、地上波放送等の無料放送への放送権販売によって収益を得ますが、これらの公開及び販売状況により、映画作品への投下資金を回収できない可能性があり、さらには利益を得られない可能性もあります。

(7) 著作権等の知的財産権に関わるリスク

メディアのデジタル化に伴ってコンテンツの複製が容易になったため、私的録画以外の予想し得ない権利侵害行為（例えば違法コピーの販売）から映画やテレビ番組等の著作権を保護する目的で、違法に複製ができないような技術的保護手段が講じられております（コピーガード又はコピー・プロテクション）。そこで、当社は、放送権の権利元の要請に応じてコピーガードの信号を放送電波に付加して放送しております。

現時点ですべての権利元から前述のコピーガードのすべての方式について同意を得ておりますが、今後、技術の進歩により、放送権の権利元から新しいコピーガードの方法の採用を要求される、あるいは放送権許諾の条件とされる場合が考えられます。

また、著作権等の知的財産権には、当社のみならずコンテンツ制作者、コンテンツ供給者、コンテンツ販売代理店、受託放送事業者、受信機メーカー等が関係しており、それぞれが自らの責任において権利侵害等を犯さぬよう努力しております。それにもかかわらず、著作権等の知的財産権をめぐり、関係者間で問題が発生して当社に波及した場合、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。

(8) 放送関連法制度に関わるリスク

当社グループの事業は、我が国において多くの法的規制を受けており、総務大臣からの認定又は免許等の対象となっております。今後、放送関連法制度や総務省の判断が何らかの事情により当社に不利な方向に変更された場合、当社グループの経営に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループが適用法令や許可条件に従わなかった場合、認定や免許が取り消され、事業を停止又は終了しなければならない可能性があり、当社グループは放送事業に関するサービスの提供または将来の新たな認定や免許取得が困難となる可能性が生じます。

当社グループの主要な業務に係る許認可等の取得状況は以下のとおりです。下記許認可は何れも5年毎の更新が必要であり、取消事由に該当する事象は発生していないものと認識しておりますが、当該許認可等が取り消された場合には、当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。よって、認定又は免許等の内容の順守を徹底し、日々の放送を行っております。

許認可等の名称	更新期限	内容
衛星基幹放送の業務認定	2020年10月18日 2022年1月23日 2023年10月26日 2024年6月16日	基幹放送局提供事業者の保有する基幹放送局（人工衛星）を用いて放送を行うために総務大臣から受けた認定
B Sデジタル地球局免許	2023年10月31日	地球局（渋谷・菫蒲）から、B Sデジタル放送信号をB Sデジタル放送衛星に向けて送信する無線局開設のために、総務大臣から受けた免許

- (注) 1. 衛星基幹放送の業務認定は主に以下の場合に取り消される、または取り消され得るとされています。
- 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しないものと総務大臣が判断した場合。
- 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が、業務を執行する役員となった場合、又はこれらの者がその議決権の5分の1以上を占めた場合。
- なお、放送法では、このような状態に至ることとなるときは、外国人等からその氏名及び住所を株主名簿へ記載し、又は記録することの請求を受けた場合は、それを拒むことができると規定されています。
- また、放送法の規定により、外国人等の有する議決権が100分の15に達した場合は、その割合を6カ月ごとに公告いたします。
- 放送法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 電波法の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 正当な理由がないのに、基幹放送業務を引き続き6カ月以上休止したとき。
- 不正な手段により認定又は変更の許可を受けたとき。
- 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失ったとき。
2. B Sデジタル地球局免許は主に以下の場合に取り消される、または取り消され得るとされています。
- 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が代表者となった場合、又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めた場合。
- 電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6カ月以上休止したとき。
- 不正な手段により免許を受け、又は電波の型式、周波数等の指定の変更を行わせたとき。
- 電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、それによる運用の停止等の命令又は制限に従わないとき。

(9) お客様の個人情報に関わるリスク

当社、㈱WOWOWコミュニケーションズ及び㈱アクトビラは、「一般財団法人日本情報経済社会推進協会」より、個人情報の適切な取り扱いを行う事業者が付与されるプライバシーマークの付与認定を受けております。

当社は、有料放送契約の加入者の個人情報（加入申込者及び解除等により有料放送契約が終了した加入者を含みます）、当社ウェブサイトにて登録いただいたWOWOW WEB会員の個人情報（退会した会員を含みます）等を取り扱っております。また、㈱WOWOWコミュニケーションズは、当社の番組に関連した商品の販売（旅行の販売を含みます）等の事業により、購入者・申込者等の個人情報を取り扱っており、㈱アクトビラは映像コンテンツ配信サービスの会員の個人情報を取り扱っております。

当社、㈱WOWOWコミュニケーションズ及び㈱アクトビラは、個人情報の取得、利用、保管及び提供が適切になされるよう最大限努めるとともに、個人情報を適切な目的で他社に委託する場合には、委託先と安全管理措置を含む契約を締結し、委託先の安全管理措置を定期的に確認する等の対策を講じております。それにもかかわらず、お客様の個人情報が当社、㈱WOWOWコミュニケーションズ、㈱アクトビラ又は委託先から漏洩した場合、過失により個人情報の目的外利用や不適切な第三者提供が発生した場合、その他お客様の個人情報に関わる事故が発生した場合、当社、㈱WOWOWコミュニケーションズ、㈱アクトビラは不法行為又はお客さまとの契約に基づく債務不履行の責任を負う可能性があり、個人情報保護が不十分であるとの社会的批判を受けること等によって、当社グループの経営に悪影響を与える可能性があります。

(10) 為替レートの変動に関するリスク

当社が調達する放送番組には海外から現地通貨建てで購入する番組が含まれております。

当社は主要通貨間の為替レートの変動による悪影響を最小限にするため通貨ヘッジ取引を行っておりますが、急激なレートの変動により当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります（一般的に他の通貨に対する円安は当社の業績に悪影響を及ぼし、円高は好影響をもたらします）。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移していましたが、年明け以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済に深刻な影響を及ぼす状況となり、先行きについては極めて不透明な状況が続いております。

このような経済環境下、当連結会計年度における当社グループの業績は、累計正味加入件数の減少に伴う有料放送収入の減少等により、売上高は824億50百万円と前期に比べ1億72百万円（△0.2%）の減収となりました。営業利益は新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツや音楽ライブ等の延期、中止に伴い番組費が減少したこと等により、84億89百万円と前期に比べ17億10百万円（25.2%）の増益、経常利益は92億25百万円と前期に比べ16億94百万円（22.5%）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損等を計上したことにより、50億72百万円と前期に比べ1億10百万円（△2.1%）の減益となりました。

当社グループは、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの経営成績は次のとおりです。

<放送>

当連結会計年度は、引き続きオリジナルコンテンツの強化や、話題性のある質の高い番組編成に取り組みました。

スポーツでは、井上尚弥選手のボクシング世界タイトルマッチやテニス等が新規加入を牽引しました。音楽ではサザンオールスターズや氣志團万博等のライブ、オリジナルドラマではWOWOW×東海テレビ 共同製作連続ドラマ「連続ドラマW ミラー・ツインズ Season2」等が好評を得ました。

また、より多くのお客さまにWOWOWをご視聴していただける環境をご提供するため、2019年10月からスカパー！サービス（BS/C S110）においてWOWOWの放送・契約受付を開始しました。

しかしながら、動画配信サービスの普及により、お客さまの視聴の選択肢が増えていること等から、正味加入件数は14期振りの純減と厳しい結果になりました。

以上の結果、当連結会計年度における放送セグメントの売上高は780億85百万円と前期に比べ1億65百万円（△0.2%）の減収、セグメント利益は82億22百万円と前期に比べ18億2百万円（28.1%）の増益となりました。

当連結会計年度の加入件数の状況は次表のとおりとなりました。

(単位：件)

	第35期 2019年3月期	第36期 2020年3月期	対前年差	対前年増減率
新規加入件数	660,191	563,915	△96,276	△14.6%
解約件数	635,100	610,642	△24,458	△3.9%
正味加入件数	25,091	△46,727	△71,818	—
累計正味加入件数	2,901,493	2,854,766	△46,727	△1.6%
内) 複数契約(注)1	415,289	409,910	△5,379	△1.3%
内) 宿泊施設契約(注)2	64,180	70,358	6,178	9.6%

(注)1. 同一契約者による2契約目と3契約目については、月額2,300円(税抜)の視聴料金を900円(税抜)に割引しており、当該割引の対象となる契約を「複数契約」と呼称しております。

2. 宿泊施設の客室で視聴するための宿泊施設事業者との契約については、視聴料金を個別に定めており、当該契約を「宿泊施設契約」と呼称しております。

<テレマーケティング>

セグメント間の内部売上の増加等により、売上高は90億67百万円と前期に比べ1億49百万円（1.7%）の増収となりましたが、売上原価の増加等により、セグメント利益は2億66百万円と前期に比べ92百万円（△25.7%）の減益となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度末に比べ41億59百万円増加し、282億88百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は99億82百万円（前期比49億65百万円増）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前当期純利益79億96百万円、たな卸資産の減少額60億25百万円、減価償却費27億25百万円、投資有価証券評価損6億34百万円及び関係会社株式評価損5億85百万円の計上等であり、主なマイナス要因は、仕入債務の減少額52億67百万円及び法人税等の支払額19億60百万円等です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は35億80百万円（前期比7億24百万円増）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出23億15百万円及び無形固定資産の取得による支出12億8百万円等です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は21億98百万円（前期比38百万円減）となりました。主な要因は、配当金の支払額21億59百万円等です。

③ 生産、受注及び販売の実績

当連結会計年度における売上高実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高（百万円）	対前年増減率（％）
放送	78,081	△0.2
テレマーケティング	4,369	△0.7
合計	82,450	△0.2

- （注） 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 主要な販売の相手先は一般視聴者であり、主な相手先別に記載すべきものではありません。
4. 放送セグメントには有料放送収入70,173百万円（対前年増減率△0.7％）を含んでおります。

加入件数の状況、加入方法及び有料放送の料金体系を示すと、以下のとおりです。

A 加入件数の状況

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」における加入件数の状況をご参照ください。

B 加入方法

(A) デジタル機器（直接受信）による視聴の場合

加入申込は、カスタマーセンターでの電話による受付及びインターネット等を通じて顧客と当社が直接契約する形態と特約店業務委託契約をしている電器店等を通じて行う形態があります。

(B) ケーブルテレビ局経由による視聴の場合

加入申込は、当社が契約しているケーブルテレビ局を通じて行っております。

(C) スカパー経由による視聴の場合

加入申込は、スカパー J S A T(株)を通じて行っております。

(D) ひかりTV経由による視聴の場合

加入申込は、(株)アイキャストを通じて行っております。

C 有料放送の料金体系

区分	視聴料	備考
衛星デジタル有料放送サービス	月額視聴料 2,300円 (プログラムガイド込み)	—
衛星デジタル有料放送サービスに更に衛星デジタル有料放送サービスを追加して有料放送契約を締結する場合の衛星デジタル有料放送サービス(複数契約)	月額視聴料 900円 (プログラムガイドなし)	ただし、同一世帯による同一口座から視聴料の引落しを受ける衛星デジタル有料放送サービス契約1契約につき新たな衛星デジタル有料放送サービス2契約までとする。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって、決算日における資産・負債の数値並びに当該会計期間における収益・費用の数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行います。

見積り及び判断の基礎としては、過去の実績や合理的と考えられる査定方式を採っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性により、見積りと異なる場合があります。見積りに大きな影響を及ぼす重要な会計方針の主要なものは以下のとおりです。

A 固定資産の減損

当社グループは、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等を合理的に見積った上で計算するため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の見積りに変更があった場合、当社グループで減損損失が計上される可能性があります。

B 繰延税金資産

当社グループは、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しています。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存しますので、当該見積額が減少した場合には繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

C 投資有価証券

当社グループは、長期的な取引関係維持または将来における事業の多角化を見据え、特定の有価証券を保有しております。これらの株式のうち、時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理をしております。時価を把握することが極めて困難と認められるものについて実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理をしております。

将来の市況悪化または投資先の業績不振等により、現在簿価に反映されていない追加的な評価損の計上が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については不確実性があり、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もあるものの、現時点において入手可能な情報を基に合理的な見積りを行っております。合理的な見積りを行うにあたり使用した当該感染症の収束時期等を含む仮定に関する情報と影響する項目は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表等」の(追加情報)に記載しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A 連結経営成績の推移

最近5期間における経営成績（重要な経営指標）は、以下のように推移しております。

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
新規加入件数 (件)	589,731	578,193	590,649	660,191	563,915
解約件数 (件)	541,387	559,682	537,432	635,100	610,642
正味加入件数 (件)	48,344	18,511	53,217	25,091	△46,727
累計正味加入件数 (件)	2,804,674	2,823,185	2,876,402	2,901,493	2,854,766
売上高 (百万円)	75,296	78,253	81,574	82,623	82,450
経常利益 (百万円)	9,516	10,282	10,698	7,531	9,225
売上高経常利益率 (%)	12.6	13.1	13.1	9.1	11.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,331	12,202	9,421	5,017	9,982

2016年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したこと等により、売上高は前期に比べ3.7%の増収となりました。番組等に戦略的な費用投下を行ったことにより営業費用が増加したため、経常利益は前期に比べ8.2%の減益、経常利益率は1.7ポイントの減少となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ42.7%の減少となりました。

2017年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したことや、EC（電子商取引）ショップ等でのグッズ販売が増加したこと等により、売上高は前期に比べ3.9%の増収となりました。一方で、効果的・効率的な費用投下等により広告宣伝費等が減少したこと等により、経常利益は前期に比べ8.1%の増益、経常利益率は0.5ポイントの増加となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ128.9%の増加となりました。

2018年3月期

新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社化したこと等により、売上高は前期に比べ4.2%の増収となりました。経常利益は広告宣伝費等が増加するも、為替差損益が良化したことにより、前期に比べ4.0%の増益、経常利益率は前期と同率となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ22.8%の減少となりました。

2019年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したことや、テレマーケティング事業における外部売上の増加等により、売上高は前期に比べ1.3%の増収となりました。一方で、戦略的なコンテンツ強化による番組費の増加等により、経常利益は前期に比べ29.6%の減益、経常利益率は4.0ポイントの減少となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ46.8%の減少となりました。

B 当連結会計年度（2020年3月期）の経営成績の分析

(A) 加入件数

当連結会計年度における加入件数の状況は、動画配信サービスの普及により、お客さまの視聴の選択肢が増えていることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月、3月に放送、配信を予定していたスポーツや音楽ライブ等が延期、中止となったこと等から、新規加入件数は563,915件（対前年増減率 Δ 14.6%）、解約件数は610,642件（同 Δ 3.9%）、新規加入件数から解約件数を差し引きました正味加入件数は Δ 46,727件となり、当連結会計年度末の累計正味加入件数は2,854,766件（同 Δ 1.6%）と14期振りの純減と厳しい結果になりました。また、当連結会計年度末時点において、複数契約は409,910件（同 Δ 1.3%）、宿泊施設契約は70,358件（同9.6%）となりました。

(B) 売上高

累計正味加入件数の減少に伴う有料放送収入の減少等により、売上高は824億50百万円と前期に比べ1億72百万円（ Δ 0.2%）の減収となりました。

(C) 経常利益

経常利益は新型コロナウイルス感染症の影響により、2月、3月に放送、配信を予定していたスポーツや音楽ライブ等が延期、中止となったことに伴い番組費が減少したこと等により、92億25百万円と前期に比べ16億94百万円（22.5%）の増益となりました。

(D) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は99億82百万円となり、前期に比べ49億65百万円（99.0%）の増加となりました。主なプラス要因は、税金等調整前当期純利益79億96百万円、たな卸資産の減少額60億25百万円、減価償却費27億25百万円、投資有価証券評価損6億34百万円及び関係会社株式評価損5億85百万円の計上等であり、主なマイナス要因は、仕入債務の減少額52億67百万円及び法人税等の支払額19億60百万円等です。

C 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く事業環境は、年々競争激化の様相を強めております。それに伴い事業運営のリスク要因等も多種・多様化しております。詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」並びに「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

当社グループの売上高の源泉は加入者からの視聴料です。したがって、加入者を如何にして増やし続けるか、その為に何をすることが重要な課題であり、経営成績に重要な影響を与える要因です。さらに、当社グループの基幹事業は放送です。加入への誘引、加入していただいたお客さまの視聴の継続に大きく影響を及ぼすのは、放送の内容、番組、コンテンツです。質の高いコンテンツを獲得することは、必要不可欠であり、経営成績に重要な影響を与える要因です。

D 資本の財源及び資金の流動性について

(A) 当社グループの資金状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度に比べ41億59百万円増加し、282億88百万円となりました。詳細につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(B) 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資等の資金につきましては、自己資金により充当しております。

次期の運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び取引銀行4行と個別契約しております総額32億70百万円の当座貸越契約により確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、高品位でかつ多様なサービスを提供するために、放送事業者、通信事業者、メーカー、各種団体などと連携、規格化検討へ参加するなどの活動を中心に研究開発を推進しております。

当連結会計年度は、非連結子会社である㈱アクトビラが有する技術基盤を活用してハイブリッドキャスト（放送と通信を連携させるサービスで、インターネット経由で豊富な情報をテレビ上に提供）によるテレビ向け動画配信の実証を継続的に実施し、実用化に向けたさらなる研究開発を進めています。

なお、研究開発費は当社グループ独自には計上しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産17億14百万円であり、主なものは放送センターの放送設備の更新等です。また、無形固定資産は12億42百万円であり、主なものは顧客管理システムの更新等です。当連結会計年度の設備投資（有形・無形固定資産受入ベースの数値であり、金額には消費税等を含めておりません）の内訳は、次のとおりです。

(1) 有形固定資産

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）	前期比（％）
放送	1,691	65.9
テレマーケティング	23	34.1
合計	1,714	65.0

(2) 無形固定資産

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）	前期比（％）
放送	1,184	186.2
テレマーケティング	58	287.3
合計	1,242	189.3

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	放送	本社設備	—	138	17	176	—	333	277
放送センター (東京都江東区)	放送	放送設備及びサーバー、ネットワーク機器	(9,292.27)	4,427	2,193	831	37	7,489	22

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記中（ ）内は借用面積です。

(2) 国内子会社

国内子会社については、主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出会社 放送センター	東京都 江東区	放送	4K BS放送 送出設備	3,800	326	自己資金	2018年 12月	2020年 9月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算定が困難なため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000,000
計	114,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,844,400	28,844,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	28,844,400	28,844,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2015年4月1日 (注)	14,422,200	28,844,400	—	5,000	—	2,601

(注) 2015年2月27日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	22	21	188	116	29	15,225	15,601	－
所有株式数（単元）	－	31,859	1,664	178,734	24,375	66	51,695	288,393	5,100
所有株式数の割合（％）	－	11.05	0.58	61.98	8.45	0.02	17.92	100.00	－

（注） 1. 自己株式1,853,318株は、「個人その他」に18,533単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場2-4-8	5,925,000	21.95
株式会社東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂5-3-6	4,541,400	16.82
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	2,616,400	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社電通口）	東京都港区浜松町2-11-3	1,400,800	5.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都港区港南2-15-1品川 インターシティA棟）	875,000	3.24
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	580,200	2.14
株式会社朝日新聞社	東京都中央区築地5-3-2	555,200	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	463,600	1.71
株式会社テレビ朝日ホールディングス	東京都港区六本木6-9-1	346,000	1.28
株式会社テレビ東京	東京都港区六本木3-2-1	346,000	1.28
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町1-3-7	346,000	1.28
株式会社読売新聞東京本社	東京都千代田区大手町1-7-1	346,000	1.28
計	－	18,341,600	67.95

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,853,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,986,000	269,860	—
単元未満株式	普通株式 5,100	—	—
発行済株式総数	28,844,400	—	—
総株主の議決権	—	269,860	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社WOWOW	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,853,300	—	1,853,300	6.43
計	—	1,853,300	—	1,853,300	6.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1, 853, 318	—	1, 853, 318	—

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当等につきましては、下記の方針に基づき適切な配分を実施しております。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を実施することを目指してまいります。

内部留保につきましては、競争力ある上質なコンテンツ獲得、放送設備の拡充、事業効率化のためのシステム投資等に活用してまいります。

また、自己株式の取得や消却等、自社株式の取扱いにつきましても、株主の皆さまに対する有効な利益還元の一つと考えており、株価動向や財務状況等を考慮しながら適切に検討してまいります。

なお、当社は、2006年6月27日開催の第22回株主総会におきまして、取締役会決議で剰余金の配当等を行う旨の定款変更をしております。これにより、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。また、当社の配当の基準日につきましては、毎年9月30日及び3月31日としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができるものと定めておりますが、配当の回数については、基本方針を定めておりません。

これらの方針に基づき、当事業年度につきましては、配当金総額2,159百万円、1株当たり80円の期末配当を2020年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会をはじめとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

なお、当社は、金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」を尊重し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

① 企業統治の体制

A 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会のそれぞれに、経営全般に関する知見及び経験を有し、かつ当社グループの業務に精通する社外役員を招聘し、その経営全般に関する知見及び経験に基づき客観的・中立的な観点から当社の経営に資する意見及び助言をいただくことにより、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図っております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行するため、委任型の執行役員制度及び理事制度を導入することで、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社の取締役会は、任期を1年とする取締役13名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、会社経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、当社の業務執行の決定と遂行を行う執行役員（11名）、並びに、当社の重要な子会社・関連会社において経営監督及び業務執行の決定と遂行を行う理事（5名）を、任期を1年として選任しております。

当社の取締役会の構成員は以下のとおりであります。

議長：田中晃（代表取締役）

構成員：黒水則顕（代表取締役）、山崎一郎、熨斗賢司、水口昌彦、田代秀樹、山本均、尾上純一、飯島一暢（社外取締役）、石川豊（社外取締役）、草間高志（社外取締役）、石澤頭（社外取締役）、大友淳（社外取締役）

当社は、適切な業務執行及び迅速かつ効率的な意思決定を確保する観点から、社長執行役員を議長とし、執行役員11名（うち8名は取締役兼務）で構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として週1回開催し、社長決裁事項のうち重要な事項について審議することにより、社長執行役員の業務執行を補佐するとともに、経営の具体的な課題及び取締役会に付議される重要事項等について検討し、また、子会社を含めた各部門における業務執行状況について、報告を受けております。また、常勤監査役は経営会議に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得しております。

当社の経営会議の構成員は以下のとおりであります。

議長：田中晃（社長執行役員）

構成員：黒水則顕（副社長執行役員）、山崎一郎（専務執行役員）、熨斗賢司（常務執行役員）、水口昌彦（常務執行役員）、田代秀樹（常務執行役員）、山本均、尾上純一、小西真人、大塚治夫、石津道弘

当社の監査役会は、監査役4名（うち常勤監査役2名、社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画を立案するほか、監査のために必要な事項について報告及び討議をしております。各監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役の職務執行の監査をしております。また、当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。さらに、社長執行役員直轄の独立した組織である監査部（5名）を設置し、社長執行役員の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査役、会計監査人及び監査部は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 ②内部監査の状況」に記載のとおり、常に連携を保ち、必要な情報交換等を行っております。

当社の監査役会の構成員は以下のとおりであります。

議長：山内文博（常勤監査役）

構成員：利根川一（常勤監査役）、梅田正行（社外監査役）、高橋秀行（社外監査役）

また、当社は、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させるため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会（3名）を設置しております。その権限・機能につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員報酬等 ③ 役員報酬等に関する方針の決定権者、委員会等 B 委員会等の手続きの概要」をご参照ください。

当社の指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

委員長：草間高志（独立社外取締役）

構成員：石川豊（独立社外取締役）、田中晃（代表取締役）

さらに、当社は、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するために、当社の社長執行役員を委員長とし、執行役員及び子会社社長を委員として構成するリスク管理・コンプライアンス委員会（14名）を設置し、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。加えて、当社グループの個人情報を含めた重要な情報資産を保護するために、当社は、当社の社長執行役員を委員長とし、執行役員及び子会社社長を委員として構成する情報セキュリティ委員会（14名）を設置し、当社グループの情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。常勤監査役はリスク管理・コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得しております。

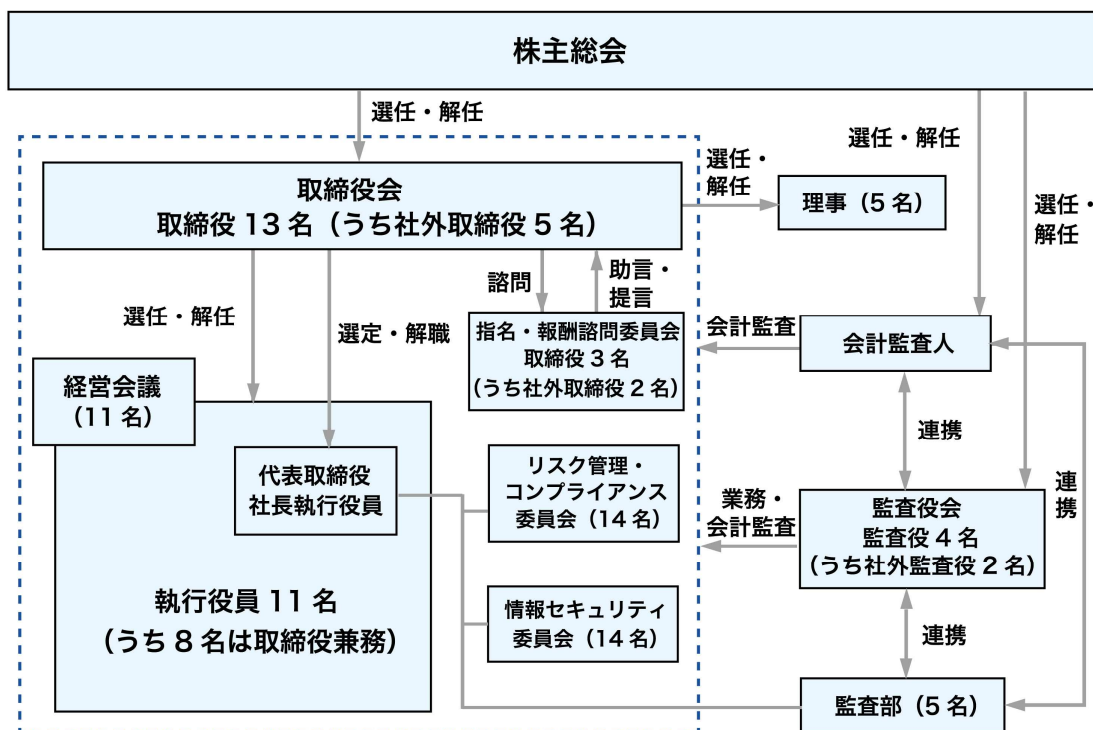
当社グループのリスク管理・コンプライアンス委員会の構成員及び情報セキュリティ委員会の構成員は以下のとおりであります。

委員長：田中晃（社長執行役員）

構成員：黒水則顯（副社長執行役員）、山崎一郎（専務執行役員）、熨斗賢司（常務執行役員・株式会社アクトビラ代表取締役社長）、水口昌彦（常務執行役員）、田代秀樹（常務執行役員）、山本均、尾上純一、小西真人、大塚治夫、石津道弘、大高信之（株式会社WOWOWコミュニケーションズ代表取締役社長）、郡司誠致（株式会社WOWOWプラス代表取締役社長）、峯崎順朗（WOWOWエンタテインメント株式会社代表取締役社長）

当社は、以上のような企業統治の体制の下、全ての役員が株主・投資家等から信頼を得られるよう、継続的な企業価値の向上、経営の透明性の確保及び迅速な情報開示に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は次のとおりです。



B 企業統治の体制を採用する理由

当社は、株主総会において選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定に関与するとともに、自ら監督機能を担うことが経営責任の明確化及び業務の適正化を図る観点から望ましく、また、経営に関与しない監査役が中立の立場から取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと考え、委員会設置会社ではなく、監査役会設置会社を採用しております。

その上で、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化する観点から、業務執行体制として委任型の執行役員制度及び理事制度を導入し、経営会議を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図る観点から、放送業界または経営戦略等に精通した社外取締役を、取締役13名中5名選任しております。また、監査の実効性の確保を図る観点から、社外監査役を2名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び監査部と相互に連携を保つようにしております。さらに、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスを透明化・客観化することで監督機能の強化を行ない、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。加えて、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するという観点から、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、また、当社グループの個人情報を含めた重要な情報資産の保護を徹底するという観点から、情報セキュリティ委員会を設置しております。

C 内部統制システムの整備の状況

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社および当社子会社（以下「当社グループ」といいます）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の(A)から(L)のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改定・整備してまいります。

(A) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 「情報セキュリティ基本規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの情報資産を保護するために、情報セキュリティに関するリスク分析、規程の検証と承認、情報セキュリティを強化するための推進策の実施、情報セキュリティに関する問題の検証と監視、情報セキュリティ対策の実施状況の監視、情報セキュリティに関する文書の配布、教育、啓発等を行う組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社の社長を委員とする情報セキュリティ委員会を設置し、個人

情報をはじめとする経営情報等の重要な情報資産の適正な管理に取り組みます。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、組織の内外へ重要な情報資産の適正な管理の実践を宣言します。

- (ii) 作成すべき文書及び電磁的媒体（あわせて以下「文書等」といいます）の保存（保存場所、保存方法、保存期間等）、管理（管理責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）については、法令等に従い、また、文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。
- (B) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長及び子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取組みを行う体制を整備します。
 - (ii) 「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長執行役員を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。
 - (iii) 「情報セキュリティ基本規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とする情報セキュリティ委員会を設置します。さらに、「情報セキュリティ基本方針」及び当社における「I S M S 情報セキュリティ方針」を制定し、組織の内外へ情報資産の適正な取扱いの実践を宣言します。
 - (iv) 「個人情報保護規程」を制定し、同規程に基づいて、重要な情報資産である個人情報を適正に取り扱います。また、当社は、個人情報保護に関する取組みを推進するため、プライバシーマークを取得・維持します。さらに、「個人情報保護方針」を制定し、組織の内外へ個人情報の適正な取扱いの実践を宣言します。
- (C) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社の取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社は、委任型執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して役割を明確化することで、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、より柔軟かつ迅速に業務を執行するものとします。
 - (ii) 当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度毎の事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。
 - (iii) 当社グループは、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。
 - (iv) 「執行役員規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役会は、当社の取締役、理事、使用人あるいは当社以外の外部の人材から、指名・報酬諮問委員会の審議及び助言・提言を十分に尊重して、決議によって執行役員を選任します。執行役員は、当社の取締役会が決定した基本方針に従ってその監督の下で当社の業務執行を担います。また、「経営会議規程」を制定し、同規程に基づき、適切な業務執行及び迅速かつ効率的な意思決定を確保する観点から、当社の社長執行役員を議長とし、当社の執行役員で構成する経営会議を設置します。当社の経営会議は、原則として週1回開催し、社長決裁事項のうち重要な事項について審議することにより、当社の社長執行役員の業務執行を補佐するとともに、経営の具体的な課題、取締役会に付議される重要事項等について検討し、また子会社を含めた各部門における業務執行状況について報告を受けます。
- (D) 当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。
 - (ii) コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長及び子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がコンプライアンス推進

責任者として、各部署のコンプライアンスに関する取組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。

- (iii) 当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を整備します。内部通報制度においては、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役職員に対して、通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」において規定するとともに、当社グループの役職員に周知徹底します。
 - (iv) 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的かつ効果的に取り組むものとします。また、取組みの進捗状況は当社の経営会議等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。
 - (v) 「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長執行役員直轄の独立した組織である監査部が、当社の社長執行役員の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当社の監査部は、当該監査結果を当社の社長執行役員に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部門の部門長は、その対策に係る計画を立て実施するとともに、当社の社長執行役員及び当社の監査部にその進捗を報告します。
 - (vi) 「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関与しないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。
- (E) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - (i) 「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
 - (ii) 「理事規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役、執行役員又は使用人から当社の代表取締役が候補者を指名し、当社の取締役会が、指名・報酬諮問委員会に報告の上、決議によって理事を選任します。理事は、当社の取締役会、社長執行役員、監査役又は会計監査人の求めに応じて、その管掌する子会社・関連会社における業務執行状況を報告・説明します。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 「リスク管理・コンプライアンス規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制及び情報セキュリティ管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会には子会社の社長が委員に加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアルを必要に応じて整備します。
 - (ii) 子会社毎に、その事業に合わせて「個人情報保護規程」を制定し、必要性を判断の上、子会社にもプライバシーマークを取得・維持させ、個人情報保護に関する取組みについて当社に準じた体制を構築します。また、子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社の社長執行役員を含む関係する当社の取締役、執行役員及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。
 - (ii) 「理事規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役、執行役員又は使用人から、当社の代表取締役が候補者を指名し、当社の取締役会が、指名・報酬諮問委員会に報告の上、決議によって理事を選任します。理事は、当社の重要な子会社・関連会社の役員を兼任した上、当社の取締役会が

決定した基本方針に従ってその監督の下で、当社の重要な子会社・関連会社において、経営監督及び業務執行を担います。

- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長又は子会社の社長から委任を受けた業務執行責任者がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスに関する取組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長が委員に加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。
- (F) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役の職務を補助する使用人を任命します。
- (G) 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意見を尊重するものとします。
- (H) 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、当社の監査役の職務を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わせるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとします。
- (I) 当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の常勤監査役は、経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに意見を述べ、監査のために必要な情報を取得します。また、当社グループの取締役、執行役員、理事及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期経営計画に係わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報告するものとします。
- (b) 当社グループの取締役、執行役員、理事、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告します。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。
- (J) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「リスク管理・コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」に基づき、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- (K) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。
- (L) その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社の代表取締役及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。
- (ii) 当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に、協議を行うこととします。
- (iii) 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。

- (iv) 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。
- (v) 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

[運用状況の概要]

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

- (A) 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
- (B) 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役職員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。また、危機管理の一環として、BCP研修を実施しました。さらに、当社の社長が委員長を務める情報セキュリティ委員会を年1回開催し、全社的な情報セキュリティに関する方針、方向性、年次計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。加えて、個人情報の保護を推進するため、当社及び子会社毎に、その事業に合わせた「個人情報保護規程」を制定し、必要性を判断の上、子会社にもプライバシーマークを取得・維持させ、個人情報保護に関する取り組みについて当社に準じた体制を構築、運用しています。
- (C) 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する常勤役員会を46回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
- (D) 当社の監査役の職務を補助する使用人を1名任命しています。
- (E) 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
- (F) 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部署から当社監査役に対して報告するとともに、通報者が不利な取り扱いを受けない体制を確保しています。
- (G) 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を原則毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されています。また、常勤監査役は、監査法人と8回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しております。

D リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長執行役員を委員長とし、当社の執行役員及び子会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社の局長がリスク管理及びコンプライアンス推進責任者（子会社の場合は、子会社の社長又は当該社長が委任した業務執行責任者）として、各部署のリスク管理及びコンプライアンスの取組みを行う体制を整備しております。

さらに、「WOWOW企業行動規範」「情報セキュリティ基本方針」「大災害対策マニュアル」「個人情報保護方針」等リスク管理及びコンプライアンスに関する方針・規程・マニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知すると共に、リスク管理及びコンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、リスク管理及びコンプライアンスの徹底を図っております。

当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定し、同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ内の通報制度を整備しております。重大な危機、緊急事態が発生した場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会委員長を本部長とする対策本部を設置して対応します。

E 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 株式会社の支配に関する基本方針について

A 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益(あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます。)を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、1991年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「エンターテインメントを通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を理解した上で、それを中長期的な観点から育み、強化していくことにより、企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならず、当社の株式を濫用的な目的をもって買い付ける等、企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(A) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、当社を取り巻く中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるため今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけること、放送外事業の収益を高めること等により、新たな成長を成し遂げることを目指します。

その基本指針となる「中期経営計画(2017年度-2020年度)」を策定し、2017年5月15日に発表しました。

「中期経営計画(2017年度-2020年度)」の具体的な内容については、当社ウェブサイト「中期経営計画の概要(2017年度-2020年度)」(<https://corporate.wowow.co.jp>)をご参照ください。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取組みを通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、企業価値・株主共同利益の継続的かつ持続的な確保・向上を目指してまいります。

(B) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)」に記載のとおりであります。

C 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に引き続き取組むとともに、上記Aの基本方針に基づき、当社の株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

D 上記B及びCの各取組みについての当社取締役会の判断

上記B及びCの各取組みは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。

したがって、上記B及びCの各取組みは、上記Aの基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑤ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

⑥ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑧ その他

最近1年間におけるコーポレート・ガバナンスに関する主な施策の実施状況は、以下に記載のとおりです。

取締役会	・2019年4月から2020年3月までに計12回開催
監査役会	・2019年4月から2020年3月までに計13回開催
常勤役員会	・2019年4月から2020年3月までに計46回開催
指名・報酬諮問委員会	・2020年2月から2020年3月までに計4回開催
リスク管理	・「リスク管理・コンプライアンス委員会」を2回開催
コンプライアンス関連	・「情報セキュリティ委員会」を1回開催 ・各部署におけるリスク対応活動の推進 ・2019年6月、9月、12月及び2020年3月に「eラーニング」による全役職員向け教育（コンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護及びBCP等）を実施 ・2019年11月に「コンプライアンス意識調査」を実施 ・2019年5月、9月及び2020年3月に安否確認訓練を計3回実施

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性17名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	田中 晃	1954年9月12日生	2000年6月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) コンテンツ事業推進部長 2003年6月 同社 編成部長 2004年12月 同社 メディア戦略局次長 2005年6月 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパー J S A T(株)) 執行役員常務 2008年10月 同社 執行役員専務 2010年8月 (株)スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長 2013年6月 (株)スカパー J S A Tホールディングス 取締役 スカパー J S A T(株) 取締役執行役員専務 有料多チャンネル事業部門長 2015年6月 当社 顧問 当社 代表取締役社長 2020年6月 当社 代表取締役社長執行役員 (現任)	(注) 3	18,000
代表取締役 副社長執行役員	黒水 則顯	1954年6月30日生	2001年7月 当社 執行役員プロデュース局長 2002年12月 当社 人事局長 2004年6月 当社 取締役経営企画局長 2005年6月 当社 常務取締役経営企画局長 2006年6月 当社 常務取締役放送・事業統括本部長 兼編成制作局長 2007年6月 当社 取締役編成、制作、技術担当 2008年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当 2011年6月 当社 常務取締役マーケティング、カスタマーリレーション、営業担当 (株)WOWOWマーケティング 代表取締役社長 2013年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当兼マーケティング局長 2014年6月 当社 顧問 (株)WOWOWコミュニケーションズ代表取締役社長 2018年6月 当社 取締役副社長 I R 経理、リスク管理・コンプライアンス担当 2018年7月 当社 取締役副社長 社長室、I R 経理、リスク管理・コンプライアンス担当 2019年6月 当社 取締役副社長 社長室、リスク管理・コンプライアンス担当 (株)WOWOWコミュニケーションズ取締役会長 (現任) 2019年7月 当社 取締役副社長グループ経営、リスク管理・コンプライアンス担当 2020年6月 当社 代表取締役副社長執行役員 グループ経営、リスク管理・コンプライアンス担当 (現任)	(注) 3	42,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	山崎 一郎	1958年2月20日生	1998年10月 当社 営業局量販営業第三部長 2001年4月 当社 営業局量販営業部長 2003年4月 当社 顧客サービス局長 2006年6月 当社 第一営業局長 2007年6月 当社 営業企画局長 2009年7月 当社 マーケティング局長 2010年6月 当社 取締役マーケティング、営業担当 2011年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当 2012年6月 当社 取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 2015年6月 当社 常務取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 2017年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業担当 2018年6月 当社 専務取締役人事総務、マーケティング、営業担当 2018年7月 当社 専務取締役人事総務、マーケティング担当 2019年6月 当社 専務取締役マーケティング担当 2020年6月 当社 取締役専務執行役員 マーケティング、特命危機管理担当 (現任)	(注) 3	8,900
取締役 常務執行役員	熨斗 賢司	1958年9月10日生	1982年4月 日本テレビ放送網(株)(現日本テレビホールディングス(株)) 入社 2002年7月 同社 技術統括局技術部長 2006年7月 同社 技術統括局技術戦略センター長兼技術計画部長 2007年7月 同社 人事局次長兼厚生労務部長 2011年6月 (株)日テレ・テクニカル・リソーシズ 常務取締役 2013年6月 同社 専務取締役 2014年6月 日本テレビ放送網(株) グループ戦略室出向局長 (株)日テレ・テクニカル・リソーシズ 代表取締役社長 2016年6月 日本テレビ放送網(株) 技術統括局出向局長 2017年6月 同社 執行役員 2018年6月 (株)静岡第一テレビ 常務取締役 技術担当 (株)D I プロ 代表取締役社長 2019年6月 当社 取締役技術、ICT担当 2019年7月 当社 取締役技術 ICT担当 2020年6月 当社 取締役常務執行役員 技術 ICT担当 (現任) (株)アクトビラ 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	水口 昌彦	1959年4月29日生	1982年4月 ㈱フジテレビジョン（現㈱フジ・メディア・ホールディングス）入社 1999年7月 同社 編成制作本部編成制作局第二制作部副部長 2002年2月 同社 編成制作局編成部コンテンツ担当部長 2005年6月 同社 編成制作局バラエティ制作センター部長 2006年6月 同社 編成制作局バラエティ制作センター室長兼広報局視聴者総合センター 2009年6月 ㈱ポニーキャニオン 取締役 2010年3月 同社 取締役映画事業本部長 2013年6月 同社 常務取締役映像・映画総括 2014年6月 同社 常務取締役経営情報本部長、制作宣伝担当 2016年6月 同社 常務取締役音楽全般担当 2017年6月 同社 常務取締役第2ディストリビューション担当 2018年6月 同社 常務取締役経営戦略本部兼マーケティング本部担当 2019年6月 当社 取締役事業担当、社長室担当補佐 2019年7月 当社 取締役事業、新規ビジネス担当 2020年6月 当社 取締役常務執行役員 事業、新規ビジネス担当（現任）	(注) 3	400
取締役 常務執行役員	田代 秀樹	1960年4月17日生	1984年4月 ㈱東京放送（現㈱東京放送ホールディングス）入社 2004年7月 同社 編成局編成部 2007年3月 当社 出向 2007年7月 当社 編成局長 2009年1月 ㈱東京放送（現㈱東京放送ホールディングス）コンテンツ事業局バイテレビ事業部長 2010年5月 ㈱TBSテレビ 編成局編成部長 2011年1月 同社 事業局映画事業部長 2014年4月 同社 報道局担当局長 2016年4月 同社 スポーツ局長 2019年6月 当社 取締役編成、制作担当 2019年7月 当社 取締役編成、制作、スポーツ担当 2020年6月 当社 取締役常務執行役員 編成、制作、スポーツ担当（現任）	(注) 3	400
取締役 執行役員	山本 均	1964年11月16日生	1990年10月 当社 入社 2007年6月 当社 プロモーション部長 2012年7月 当社 デジタルコンテンツ室長 2013年7月 当社 マーケティング局長 2016年7月 当社 編成局長 2018年6月 当社 人事総務局長 2018年7月 当社 執行役員人事総務局長 2019年6月 当社 取締役人事総務担当兼人事総務局長 2020年6月 当社 取締役執行役員 人事総務担当、兼人事総務局長（現任）	(注) 3	18,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	尾上 純一	1965年9月7日生	1992年6月 当社 入社 2008年7月 当社 IR経理局IR経理部長 2013年6月 当社 IR経理局長兼IR経理部長 2015年7月 当社 IR経理局長 2018年7月 当社 執行役員IR経理局長 2019年6月 当社 取締役IR経理担当兼IR経理局長、社長室長 2019年7月 当社 取締役IR経理、総合計画担当兼IR経理局長、総合計画局長 2020年6月 当社 取締役執行役員 IR経理、総合計画担当、兼IR経理局長、総合計画局長 (現任)	(注) 3	6,100
取締役	飯島 一暢	1947年1月4日生	1995年4月 三菱商事(株) メディア放送事業部長 1997年5月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社 1999年6月 同社 経営企画局長 2001年6月 同社 執行役員経営企画局長 2004年6月 当社 取締役 (現任) 2005年6月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 上席執行役員 総合調整局長 2006年6月 同社 取締役経営企画局長 2007年4月 (株)スカパーJ S A Tホールディングス 取締役 (現任) 2007年6月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 常務取締役 2008年10月 (株)フジ・メディア・ホールディングス 常務取締役 2012年6月 (株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 2012年9月 グリー(株) 社外取締役 (現任) 2017年6月 (株)海外需要開拓支援機構 取締役会長	(注) 3	—
取締役	石川 豊	1958年6月17日生	2001年6月 (株)電通 メディア本部 テレビ局 ネットワーク3部長 2005年1月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 テレビ業務推進部長 2005年10月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 局次長兼テレビ業務推進部長 2006年4月 同社 コーポレート本部人材開発局出向 (株)プレゼントキャスト) 2008年7月 同社 テレビ局次長 2010年4月 同社 MCプランニング局エグゼクティブ・プロジェクト・マネージャー 2012年4月 同社 MCプランニング局長 2013年4月 同社 ラジオテレビ&エンタテインメント局長 2016年1月 同社 執行役員 2016年6月 (株)BS-TBS 社外取締役 (現任) 2017年1月 (株)電通 常務執行役員 2017年6月 当社 取締役 (現任) (株)J-WAVE 社外取締役 (現任) 2018年1月 (株)電通 執行役員 国内事業統括補佐 2018年6月 (株)ビデオリサーチ 社外取締役 (現任) 2020年1月 (株)電通 執行役員 事業統括補佐 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	草間 高志	1949年1月8日生	1971年4月 ㈱日本興業銀行 入行 1994年6月 同行 証券営業部副部長 1995年5月 興銀証券㈱ 取締役企画管理グループ長 兼財務部長 1998年5月 ㈱日本興業銀行 証券営業部長 1999年6月 同行 執行役員証券営業部長 2000年4月 新光証券㈱ 常務執行役員 2000年6月 同社 常務取締役 2001年6月 同社 専務取締役 2003年6月 同社 代表取締役社長 2009年5月 みずほ証券㈱ 代表取締役会長 2011年6月 同社 顧問 2012年6月 当社 監査役 ㈱ロイヤルパークホテル 社外取締役 2013年6月 宇部興産㈱ 社外取締役 2019年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	石澤 顕	1956年10月14日生	1980年4月 日本テレビ放送網㈱ (現日本テレビホールディングス㈱) 入社 1999年6月 同社 編成局編成部編成戦略担当副部長 2000年6月 同社 編成局編成部次長 2001年6月 同社 報道局ニュース編集担当部長 2002年7月 同社 報道局政治部長 2003年6月 同社 編成局C P 2004年6月 同社 コンプライアンス推進室審査部長 2005年6月 同社 コンプライアンス推進室審査部長兼 報道局報道審査委員会 2006年1月 同社 メディア戦略局メディア事業部長 2006年7月 同社 秘書室秘書部長 2008年7月 同社 秘書室長兼秘書部長 2009年7月 同社 総務局長兼秘書役代行 2009年12月 同社 編成局長 2011年7月 同社 執行役員社長室長 2012年6月 同社 上席執行役員社長室長 2013年6月 日本テレビホールディングス㈱ 取締役 日本テレビ放送網㈱ 取締役執行役員 2015年6月 日本テレビホールディングス㈱ 常務取締役 日本テレビ放送網㈱ 取締役常務執行役員 2016年6月 ㈱テレビ大分 社外取締役 (現任) ㈱テレビ新潟放送網 社外監査役 (現任) 2018年6月 日本テレビホールディングス㈱ 専務取締役 (現任) 日本テレビ放送網㈱ 取締役専務執行役員 (現任) ㈱プレゼントキャスト 代表取締役会長 (現任) 2019年6月 当社 取締役 (現任) 2020年6月 ㈱読売新聞グループ本社 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	大友 淳	1965年4月15日生	1899年4月 ㈱東京放送（現㈱東京放送ホールディングス）入社 2004年10月 同社 報道局取材センター部次長 2008年1月 同社 報道本部ニューヨーク支局長 2012年2月 ㈱TBSテレビ 社長室秘書部担当部長 2015年7月 同社 社長室担当局次長 兼㈱東京放送ホールディングス秘書部 兼グループ経営企画局 兼次世代ビジネス企画室 2016年4月 ㈱TBSテレビ 報道局編集部長 2018年7月 同社 メディア企画室長（現任） 2020年6月 当社 取締役（現任）	(注) 3	—
監査役	山内 文博	1957年10月4日生	2000年7月 当社 人事部長 2002年12月 当社 経営企画局経営企画部長 2003年4月 当社 プロモーション局長 2004年11月 当社 マーケティング局長 2005年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 2007年6月 当社 経営戦略局担当局長 2009年7月 当社 営業局長 2011年6月 当社 マーケティング局長 2012年2月 当社 営業局長兼カスタマーリレーション局長 2012年6月 当社 人事総務局付㈱WOWOWコミュニケーションズ 取締役 2013年6月 当社 人事総務局付㈱WOWOWコミュニケーションズ 専務取締役 2014年6月 当社 監査役（現任）	(注) 4	10,700
監査役	利根川 一	1955年6月30日生	1979年4月 郵政省 入省 1996年7月 同省 大臣官房総務課審議室長 2004年4月 内閣官房内閣参事官（内閣官房郵政民営化準備室参事官） 2006年4月 内閣官房内閣審議官（内閣官房郵政民営化推進室審議官）兼郵政民営化委員会事務局次長 2009年7月 総務省 大臣官房審議官（情報流通行政局担当） 2010年1月 同省 情報通信国際戦略局長 2012年9月 内閣官房内閣審議官（内閣官房郵政民営化推進室長）兼郵政民営化委員会事務局局長 2016年10月 当社 特別顧問 2018年6月 一般財団法人全国地域情報化推進協会理事 兼 会長（現任） 2019年6月 当社 監査役（現任）	(注) 4	3,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	梅田 正行	1958年4月7日生	2007年3月 ㈱朝日新聞社 西部本社編集局 報道センター長 2009年1月 同社 東京本社編集局 社会エディター 2010年4月 同社 ゼネラルマネジャー補佐 2012年4月 同社 経営企画室 室長 2013年6月 朝日放送㈱ (現朝日放送グループホールディングス㈱) 取締役 2015年6月 ㈱朝日新聞社 取締役 ㈱朝日新聞出版 取締役会長 ㈱ビーエス朝日 社外取締役 (現任) 2016年6月 当社 監査役 (現任) ㈱東日本放送 社外取締役 (現任) 2017年6月 ㈱朝日新聞社 常務取締役 (現任)	(注) 4	—
監査役	高橋 秀行	1957年4月20日生	1980年4月 ㈱日本興業銀行 入行 2000年6月 同行 総合企画部参事役 2002年4月 ㈱みずほホールディングス 財務企画部次長 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員企画グループ統括役員付 シニアコーポレートオフィサー 2009年4月 同行 常務執行役員 グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員 兼金融・公共法人ビジネスユニット統括役員 兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員 2012年6月 ㈱みずほフィナンシャルグループ 常務取締役 財務・主計グループ長 2013年4月 同社 取締役副社長 財務・主計グループ長 2014年6月 同社 取締役会副議長 監査委員会委員長 2017年6月 みずほ総合研究所㈱ 代表取締役社長 2019年6月 共立㈱ 取締役会長 (現任) ㈱サンシャインシティ 社外取締役 (現任) 2020年6月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
計					108,600

- (注) 1. 取締役 飯島一暢氏、石川豊氏、草間高志氏、石澤顕氏及び大友淳氏は「社外取締役」です。
 2. 監査役 梅田正行氏及び高橋秀行氏は「社外監査役」です。
 3. 2020年6月23日の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。
 4. 2020年6月23日の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。
 5. 取締役石澤顕氏は、2020年6月26日付で、日本テレビホールディングス㈱の取締役に異動する予定です。また、同氏は、2020年6月30日付で、㈱プレゼントキャストの代表取締役会長を退任する予定です。
 6. 取締役大友淳氏は、2020年6月26日付で、㈱TBSテレビの取締役に就任予定です。

② 社外役員の状況

社外取締役である飯島一暢氏は、㈱サンケイビル代表取締役社長 社長執行役員及び㈱スカパーJ S A Tホールディングス取締役を兼務しております。㈱サンケイビルは、当社株式の20.54%を保有している当社の「その他の関係会社」、主要株主及び筆頭株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社です。当社は、㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱フジテレビジョンとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱スカパーJ S A Tホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJ S A T㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

社外取締役である石川豊氏は、当社株式の4.85%を保有している㈱電通執行役員、㈱B S - T B S及び㈱ビデオリサーチの社外取締役を兼務しております。放送事業を営む㈱B S - T B Sは、当社の「その他の関係会社」であり主要株主である㈱東京放送ホールディングスの子会社であります。当社は、㈱電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。また、当社は、㈱ビデオリサーチとの間に調査業務関連の取引関係があります。

社外取締役である石澤顕氏は、日本テレビホールディングス(株)専務取締役、日本テレビホールディングス(株)の子会社であり、当社株式の9.07%を保有している日本テレビ放送網(株)取締役専務執行役員、日本テレビホールディングス(株)の主要株主である(株)読売新聞グループ本社取締役を兼務しております。当社は、日本テレビホールディングス(株)の子会社であり放送事業を営む日本テレビ放送網(株)との間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、(株)読売新聞グループ本社の子会社である(株)読売新聞東京本社との間に映画事業収入の分配等の取引関係があります。

社外取締役である大友淳氏は、当社株式の15.74%を保有している当社の「その他の関係会社」であり、主要株主である(株)東京放送ホールディングスの子会社である(株)TBSテレビのメディア企画室長を兼務しております。当社は、放送事業を営む(株)TBSとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

それぞれの社外取締役は、同業種又は関連業種で培ってきた専門知識及び企業経営全般の知見と経験に基づいて、当社の企業価値・株主共同利益の向上を図る見地から、当社の業務執行を監督し、当社の経営に資する意見と助言を行っております。

また、当社は社外監査役として、当社株式の1.92%を保有している(株)朝日新聞社常務取締役、放送事業を営む(株)ピーエス朝日社外取締役及び(株)東日本放送社外取締役である梅田正行氏、共立(株)取締役会長である高橋秀行氏の計2名を選任しております。

それぞれの社外監査役は、会社役員を歴任し経営に関する豊富な実績・見識を有しており、その経験及び中立的立場から経営を監督しております。

なお、当社は(株)朝日新聞社及びその子会社との間に映画事業収入の分配等の取引関係があります。当社は(株)東日本放送との間に映像・放送関連の取引関係があります。

また、当社は、共立(株)との間に保険の取引関係があります。

当社は、社外監査役の梅田正行氏及び高橋秀行氏並びに社外取締役の石川豊氏及び草間高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社における独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりです。

(独立性判断基準)

当社は、独立社外役員の独立性を客観的に判断するため、会社法及び東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、以下の基準に該当する場合には独立性がないと判断する。

- A 過去10年以内に当社の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下に同じ。）であった者
- B 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者又は当社の主要な取引先もしくはその業務執行者
 - (A) 当社を主要な取引先とする者とは、
直近の事業年度において、自社の年間連結売上高の2%を超える支払いを当社グループ(当社およびその子会社)から受けた者をいう
 - (B) 当社の主要な取引先とは、
直近の事業年度において、当社の年間連結売上高の2%を超える支払いを当社グループに行った取引先およびメインバンク等、当社グループの借入額が相対的に大きく他の金融機関では代替できない金融機関をいう
- C 直近の事業年度において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
- D 現在において、当社の株式を多数（議決権の10%以上）保有する大株主（当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。）
- E 現在において、次の(A)又は(B)に掲げる者の近親者である者（配偶者または二親等以内の親族である者）
 - (A) AからDまでに掲げる者
 - (B) 最近において当社グループの業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役もしくは最近において業務執行者でない取締役であった者又は会計参与もしくは最近において会計参与であった者を含む。）

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的及び随時に、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を各担当取締役より受けております。社外監査役は、監査部より内部監査に係わる状況と監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。また、会計監査人より監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤2名、非常勤2名で構成され、非常勤の監査役2名は社外監査役です。なお、2020年6月に社外監査役に就任しました高橋秀行氏は、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役スタッフ1名が監査役の職務の補助業務を担っております。

監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席して意見陳述を行うほか、代表取締役との対話、重要書類の閲覧、往査、ヒアリング等を通じて取締役の業務執行に関する適法性・妥当性、内部統制システムの決議内容とその運用状況等について監査しております。

当事業年度において開催された取締役会及び監査役会への各監査役の出席状況は次のとおりです。

・各監査役の取締役会出席状況

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	山内 文博	12	12
常勤監査役	利根川 一	10	10
非常勤監査役（社外）	草間 高志	2	2
非常勤監査役（社外）	遠山 友廣	12	12
非常勤監査役（社外）	梅田 正行	12	11

・各監査役の監査役会出席状況

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	山内 文博	13	13
常勤監査役	利根川 一	10	10
非常勤監査役（社外）	草間 高志	3	3
非常勤監査役（社外）	遠山 友廣	13	13
非常勤監査役（社外）	梅田 正行	13	12

(注) 利根川一は2019年6月に監査役に就任しており、草間高志氏は2019年6月に監査役を退任しております。

監査役会においては、監査方針・監査計画の策定、取締役の職務執行状況の評価、監査報告の作成、会計監査人の監査計画や品質管理体制等の評価、会計監査人の選解任、会計監査人の報酬等に対する同意等について検討を行っております。

こうした監査役及び監査役会の活動に資するため、常勤監査役は、取締役会のほか、常勤役員会、リスク管理・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の業務執行上の様々な会議に出席するとともに、代表取締役との定期的対話、取締役及び使用人から職務の執行状況について説明、報告等を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、会計監査人とも意思疎通を図る等の諸活動を実施しました。また、毎月実施されている当社全役員とグループ会社社長等から成るグループ会社報告会に常時出席するほか、グループ会社監査役とのミーティング等も行い、WOWOWグループ全体の経営実態や経営課題等についても把握するよう努めました。

② 内部監査の状況

A 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、執行部門から独立した社長直轄の組織である監査部（5名）において、内部監査規程に基づく社内及び子会社の内部監査の業務に携わっております。監査部員は、財務会計部門における経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者を主に配置しております。監査結果については社長に報告するとともに、監査対象部局にフィードバックし、問題点に対する改善を求めています。

B 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役、監査部、会計監査人は、担当部門より、随時、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を受け、意見の交換を行っております。また、日常においても常に連携を保ち、必要な情報交換を行っております。

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査結果等報告を受け、また、日常においても会社の会計方針及び会計処理の方法等が、会社の財産の状況や計算書類に及ぼす影響、並びに会計基準及び会計慣行等に照らして適正であるかについて意見交換を行い、常に連携を保っております。

③ 会計監査の状況

A 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

B 継続監査期間

36年間

C 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 栄司
指定有限責任社員 業務執行社員 清本 雅哉

D 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他16名です。

E 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、「会計監査人の評価基準」を策定しております。

監査役会は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性・実施体制、監査報酬見積額の内容・水準等が、上記基準に基づき適切であると判断し、EY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人として選定しております。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

F 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、経営執行部門からの会計監査人についての報告を受けるほか、会計監査人とのコミュニケーションや監査現場の立会い等を行い、会計監査人が監査品質を維持し、適切に監査しているか評価を行っております。その結果、監査役会は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人が、監査品質を維持し、適切に監査していると評価しております。

また、監査役会は、会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。その結果、監査役会は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人が、独立性・専門性ともに問題はないことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

A 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	48	—	51	0
連結子会社	—	—	—	—
計	48	—	51	0

B 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会計に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

C 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する報酬 (Aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	1	—	3
連結子会社	—	—	—	—
計	—	1	—	3

D 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する非監査業務の内容
(前連結会計年度)

当社は、EY新日本有限責任監査法人の同一ネットワークに対して、税務に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、EY新日本有限責任監査法人の同一ネットワークに対して、税務及び法務に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

E その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

F 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査時間/日数等を勘案したうえで決定しております。

G 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

当該金額について、監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、当該監査計画の内容及び報酬見積の額について、前事業年度の実績評価を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績・報酬総額・監査時間/日数・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の見解等の確認等を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等に関する方針等

A 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。

取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲等を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、かつ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とすることを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において妥当性・適正性を審議したうえで、取締役の報酬等は取締役会の決議により、監査役の報酬等は監査役の協議により、それぞれ決定します。

なお、当社では、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの価値共有をより一層進めることを目的として、2021年3月期より社外取締役を除く取締役を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入することとし、2020年6月23日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数につき決議をいただいております。金銭報酬債権の具体的な配分等については、役位によって定められた報酬基準額に応じ、指名・報酬諮問委員会による助言・提言を経て取締役会の決議により決定します。また、譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基準に取締役会において決定します。

B 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

(A) 常勤取締役の報酬等

常勤取締役の報酬は、固定の役位別報酬と単年度の業績等に応じて変動する業績連動報酬（金銭報酬）にて構成します。各報酬の支給割合については、上位の役位となるに従い業績連動報酬の割合が大きくなるようにします。

(イ) 役位別報酬〔固定報酬〕

役位ごとの職責の大きさに応じて固定額を支給します。

(ロ) 業績連動報酬〔変動報酬〕

常勤取締役の業績連動報酬は、金銭報酬とし、当該事業年度における業績指標の結果から算定される業績評価係数に応じて支給します。基準額を100%とした場合、その額は80%から120%までで変動するものとします。

各報酬の支給割合

役位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬 (基準額) (変動報酬)	合計
金銭報酬	金銭報酬	
60～70%	30～40%	100%

(注) 基準額とは、当該事業年度の業績指標から算定される業績評価係数が100%の場合における業績連動報酬の支給額をいいます。

(B) 非常勤取締役及び監査役の報酬等

非常勤取締役及び監査役の報酬は、会社の業績に影響を受けない定額報酬とします。

C 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、業績連動報酬の額の決定方法

(A) 業績連動報酬の概要、基礎とする指標、当該指標を選択した理由

常勤取締役を対象に、一事業年度の期間（2019年4月～2020年3月）を評価期間とした業績連動報酬（金銭報酬）を支給いたします。

業績連動報酬は、常勤取締役の各種経営計画達成へのインセンティブの増大及び報酬と業務執行責任との連動性の向上を目的とします。

業績結果と報酬額との連動性をより一層高めるため、業績連動報酬の指標としては、当社のビジネスモデルにおいて特に重要な業績指標に位置付けられる連結売上高と連結営業利益を用います。業績連動報酬は、2020年3月期の当社連結売上高及び連結営業利益の達成率に応じて業績評価係数を算出し、基準額に対し80%から120%までの範囲で変動する支給率の確定後に、指名・報酬諮問委員会における妥当性・適正性の審議を経て取締役会で決定した額を、金銭にて一括して支給するものとします。

(B) 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬は、当該事業年度の連結売上高及び連結営業利益の期首目標に対する達成率に応じ、以下に定める算式で算出した業績評価係数に調整係数を乗じ、これを業績連動報酬基準額に掛け合わせ算出するものとします。

・業績評価係数算式

$$\text{業績評価係数} = \text{連結売上高達成率} \times 50\% + \text{連結営業利益達成率} \times 50\%$$

ただし、業績評価係数の上限は120%とし、下限は80%とします。

・調整係数

1.00

・業績連動報酬額算式

$$\text{業績連動報酬額} = \text{業績連動報酬基準額} \times \text{業績評価係数} \times \text{調整係数}$$

(C) 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績連動報酬に係る指標である連結売上高及び連結営業利益の目標値は、取締役会決議により、業績予想値を踏まえて設定しております。当事業年度は、連結営業利益は目標値を達成しましたが、連結売上高は目標値の達成に至りませんでした。

D 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額490百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内。ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。上記決議を行った際の取締役の員数は13名（うち社外取締役5名）になります。

また、取締役の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第36回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）に改定することを決議いただいております。また、当該定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記改定後の取締役の報酬限度額の範囲内で年額120百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）とし、当社が発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年100,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする決議をいただいております。上記決議を行った際の取締役の員数は13名（うち社外取締役5名）になります。

監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第35回定時株主総会において年額79百万円以内と決議いただいております。上記決議を行った際の監査役の員数は4名になります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	325 (49)	249 (49)	76 (-)	19 (7)
監査役 (うち社外監査役)	71 (21)	71 (21)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	397 (70)	320 (70)	76 (-)	24 (10)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2019年6月20日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役1名が含まれております。

3. 取締役草間高志氏は、2019年6月20日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任したため、人数及び支給額について、監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。

4. 2019年5月より業績連動報酬制度を導入しております。上記業績連動報酬の額は当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

5. 2020年6月23日開催の第36回定時株主総会にて、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。

6. 個別の連結報酬等の開示が必要となる、連結報酬等の総額が1億円以上の役員はおりません。

7. 使用人兼務取締役の使用人給与は支給していません。

③ 役員の報酬等に関する方針の決定権者、委員会等

A 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

(A) 取締役の報酬等

常勤取締役の固定報酬及び業績連動報酬、並びに非常勤取締役の固定報酬については、株主総会において報酬総額の限度額を決定し、その範囲内において、取締役会が代表取締役社長田中晃に、個人別の報酬等を決定することを一任しております。そして、代表取締役社長田中晃は、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、個人別の報酬等の額を決定しております。

(B) 監査役の報酬等

監査役の報酬等については、株主総会において報酬総額の限度額を決定し、その範囲内において、指名・報酬諮問委員会の助言・提言も踏まえ、監査役の協議により個人別の報酬等の額を決定しております。

B 委員会等の手続の概要

当社は、2020年2月3日、報酬決定における更なる客観性・透明性をより一層確保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。指名・報酬諮問委員会は、年4回以上開催することとしており、当社の取締役の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議及び助言・提言を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。

C 取締役会及び委員会等の活動内容

取締役会は、代表取締役社長に対して取締役の個人別の報酬等を決定することを一任するとともに、指名・報酬諮問委員会に対して取締役及び監査役の報酬等に関する方針及び内容につき諮問を行いました。

指名・報酬諮問委員会は、当事業年度につきましては、4回の会議を開催し、主に、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬制度の導入、業績連動報酬に係る目標達成度の評価並びに支給する業績連動報酬額の妥当性・適正性、取締役の報酬額・水準・報酬構成比率の妥当性等について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行いました。

また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を受け、取締役の報酬限度額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定いたしました。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する投資株式を、純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の政策的に保有する投資株式を、純投資目的以外の目的である投資株式（以下、政策保有株式という）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

A 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務に係る協力関係等を維持・促進するものであるか、当社の事業とのシナジー効果が期待されるものであるか等の保有に伴う便益とともに、そのリスクを考慮し、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した投資株式を、政策保有株式として保有しております。

政策保有株式の保有継続の合理性の検証にあたっては、資本コストも踏まえた上で慎重に精査し、毎年、取締役会において個別銘柄毎に検討しております。現在保有している政策保有株式については、保有目的は適切であり、リスクを踏まえても十分な便益が得られている等保有の合理性が認められることから、保有を継続すべきものと判断しております。尚、保有の合理性が認められなくなった政策保有株式については売却を検討します。

また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則としてすべての政策保有株式につき議決権を行使することとしており、必要に応じて投資先企業との対話等も経て、投資先企業の経営方針を尊重した上で、当該企業の中長期的な企業価値を高め持続的成長に資するものであるか、保有目的の実現に資するものであるか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上ひいては持続的な成長に資するか否かという観点から、議案の賛否を判断しております。

B 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	6	615
非上場株式以外の株式	8	1,400

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	35	取引先との関係強化のため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

C 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本テレビホールディングス(株)	346,700	346,700	・放送事業に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社とコンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	417	575		
(株)東京放送ホールディングス	246,100	246,100	・放送事業に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社とコンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	370	498		
(株)フジ・メディア・ホールディングス	230,000	230,000	・放送事業に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社とコンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	247	351		
(株)スカパーJ S A Tホールディングス	480,900	480,900	・衛星有料放送運用業務に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社と衛星有料放送運用業務に係る取引を行っております。	無
	184	221		
びあ(株)	35,000	35,000	・コンテンツ制作等に係る協力関係継続のため保有しております。 ・コンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	78	160		
(株)IMAGICA GROUP	160,000	160,000	・コンテンツ制作等に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社とコンテンツ制作等に係る取引を行っております。	無
	56	107		
(株)アミューズ	18,720	18,720	・コンテンツ制作等に係る協力関係継続のため保有しております。 ・コンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	42	43		
(株)KADOKAWA	2,452	2,452	・コンテンツ制作等に係る協力関係継続のため保有しております。 ・同社の子会社とコンテンツ制作等に係る取引を行っております。	有
	3	2		

(注) カドカワ(株)は、2019年7月1日に(株)KADOKAWAに社名変更しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,572	29,703
受取手形及び売掛金	5,585	5,550
商品及び製品	46	48
番組勘定	27,948	21,856
仕掛品	11	80
貯蔵品	36	41
前払費用	709	1,110
その他	1,717	1,753
貸倒引当金	△140	△100
流動資産合計	61,488	60,045
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,745	8,984
減価償却累計額	△3,940	△4,231
建物及び構築物（純額）	4,804	4,753
機械及び装置	12,469	12,926
減価償却累計額	△10,114	△10,711
機械及び装置（純額）	2,355	2,215
工具、器具及び備品	3,144	3,634
減価償却累計額	△2,183	△2,480
工具、器具及び備品（純額）	961	1,153
建設仮勘定	13	37
その他（純額）	44	60
有形固定資産合計	8,179	8,220
無形固定資産		
借地権	5,011	5,011
ソフトウェア	2,004	2,425
のれん	674	606
その他	1,942	1,821
無形固定資産合計	9,632	9,864
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 10,170	※1 8,758
敷金及び保証金	882	886
繰延税金資産	2,054	2,120
その他	174	154
貸倒引当金	△27	△27
投資その他の資産合計	13,254	11,894
固定資産合計	31,066	29,979
資産合計	92,555	90,024

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,858	18,769
未払金	1,420	1,391
未払費用	4,415	3,956
未払法人税等	925	1,578
賞与引当金	146	153
その他	844	768
流動負債合計	31,611	26,617
固定負債		
退職給付に係る負債	2,203	2,152
その他	708	697
固定負債合計	2,912	2,850
負債合計	34,524	29,468
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	2,738	2,738
利益剰余金	52,765	55,678
自己株式	△3,081	△3,081
株主資本合計	57,421	60,334
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	552	163
繰延ヘッジ損益	57	57
退職給付に係る調整累計額	△0	△0
その他の包括利益累計額合計	609	220
純資産合計	58,030	60,555
負債純資産合計	92,555	90,024

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	82,623	82,450
売上原価	49,616	46,803
売上総利益	33,006	35,647
販売費及び一般管理費	※1 26,227	※1 27,158
営業利益	6,779	8,489
営業外収益		
受取利息	34	31
為替差益	500	226
持分法による投資利益	134	394
その他	85	94
営業外収益合計	755	746
営業外費用		
その他	3	9
営業外費用合計	3	9
経常利益	7,531	9,225
特別利益		
固定資産売却益	※2 0	※2 0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	※3 57	※3 9
固定資産売却損	※4 ー	※4 0
投資有価証券評価損	ー	634
関係会社株式評価損	ー	585
ゴルフ会員権評価損	7	0
特別損失合計	64	1,229
税金等調整前当期純利益	7,467	7,996
法人税、住民税及び事業税	2,601	2,844
法人税等調整額	△316	79
法人税等合計	2,284	2,924
当期純利益	5,182	5,072
親会社株主に帰属する当期純利益	5,182	5,072

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	5,182	5,072
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△264	△388
繰延ヘッジ損益	199	3
退職給付に係る調整額	△0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	77	△3
その他の包括利益合計	※1 12	※1 △388
包括利益	5,195	4,684
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,195	4,684

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	2,738	49,741	△3,081	54,398
当期変動額					
剰余金の配当			△2,159		△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益			5,182		5,182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,023	—	3,023
当期末残高	5,000	2,738	52,765	△3,081	57,421

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	816	△219	—	596	54,994
当期変動額					
剰余金の配当					△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益					5,182
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△264	277	△0	12	12
当期変動額合計	△264	277	△0	12	3,035
当期末残高	552	57	△0	609	58,030

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	2,738	52,765	△3,081	57,421
当期変動額					
剰余金の配当			△2,159		△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益			5,072		5,072
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,912	—	2,912
当期末残高	5,000	2,738	55,678	△3,081	60,334

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	552	57	△0	609	58,030
当期変動額					
剰余金の配当					△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益					5,072
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△388	0	0	△388	△388
当期変動額合計	△388	0	0	△388	2,524
当期末残高	163	57	△0	220	60,555

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,467	7,996
減価償却費	2,713	2,725
のれん償却額	67	67
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△94	△39
賞与引当金の増減額 (△は減少)	22	6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	414	△51
受取利息及び受取配当金	△78	△75
為替差損益 (△は益)	△275	73
持分法による投資損益 (△は益)	△43	△335
固定資産除却損	57	9
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△0
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	634
関係会社株式評価損	—	585
ゴルフ会員権評価損	7	0
売上債権の増減額 (△は増加)	203	34
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,785	6,025
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,338	△5,267
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△431	789
その他の資産の増減額 (△は増加)	88	△481
その他の負債の増減額 (△は減少)	19	△830
その他	6	0
小計	8,697	11,867
利息及び配当金の受取額	78	75
法人税等の支払額	△3,758	△1,960
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,017	9,982
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,912	△1,422
定期預金の払戻による収入	2,910	1,422
有形固定資産の取得による支出	△2,105	△2,315
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	△658	△1,208
投資有価証券の取得による支出	△2	△35
敷金及び保証金の差入による支出	△41	△24
敷金及び保証金の回収による収入	0	42
その他	△49	△39
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,856	△3,580

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△77	△38
配当金の支払額	△2,159	△2,159
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,236	△2,198
現金及び現金同等物に係る換算差額	213	△45
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	137	4,159
現金及び現金同等物の期首残高	23,991	24,129
現金及び現金同等物の期末残高	※1 24,129	※1 28,288

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

(株)WOWOWコミュニケーションズ

(株)WOWOWプラス

WOWOWエンタテインメント(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

(株)アクトビラ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

(株)放送衛星システム

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（(株)アクトビラ）及び関連会社（(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ）は、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

(a) 商品及び製品

先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(b) 番組勘定、仕掛品

個別法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(c) 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 有価証券

(a) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-------------|---------|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
| のれん | 12年 |
| 顧客関連資産 | 主として20年 |
| その他 | 20年 |
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引等）
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
取引の実行及び管理は、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。なお、金額が僅少なれんは、発生した連結会計年度に一括償却することとしております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金及び要求払預金のほか、取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわれない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国内外のイベントの相次ぐ延期、中止等の影響により、当社において放送、配信を予定しておりましたスポーツや音楽ライブ等が延期、中止となり、当社の加入者獲得等の業績に影響を及ぼしております。このような状況下、当社グループでは、国内外のイベント等事業活動が、2020年8月以降徐々に回復し、10月にはほぼ正常化する仮定のもとに、繰延税金資産の回収可能性及びのれんを含む固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、当該感染症の影響が世界的に長期化した場合には、繰延税金資産の回収可能性及びのれんを含む固定資産の減損等についての判断に影響を及ぼし、当社グループの翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,995百万円	6,742百万円

2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	3,270百万円	3,270百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,270	3,270

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
代理店手数料	5,362百万円	6,008百万円
広告宣伝費	5,110	5,180
人件費	4,313	4,279
退職給付費用	406	261
賞与引当金繰入額	146	153
貸倒引当金繰入額	61	61

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	—百万円	0百万円
機械及び装置	—	0
建物及び構築物	0	—
計	0	0

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	24百万円	7百万円
工具、器具及び備品	27	0
ソフトウェア	0	0
機械及び装置	4	0
計	57	9

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	—百万円	0百万円
計	—	0

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△377百万円	△560百万円
税効果額	73	171
その他有価証券評価差額金	△264	△388
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	288	5
税効果額	△88	△1
繰延ヘッジ損益	199	3
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△1	0
組替調整額	—	0
税効果調整前	△1	0
税効果額	0	△0
退職給付に係る調整額	△0	0
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	43	△31
組替調整額	33	28
持分法適用会社に対する持分相当額	77	△3
その他の包括利益合計	12	△388

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,844,400	—	—	28,844,400
合計	28,844,400	—	—	28,844,400
自己株式				
普通株式	1,853,318	—	—	1,853,318
合計	1,853,318	—	—	1,853,318

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	80	2018年3月31日	2018年6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	利益剰余金	80	2019年3月31日	2019年6月3日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,844,400	—	—	28,844,400
合計	28,844,400	—	—	28,844,400
自己株式				
普通株式	1,853,318	—	—	1,853,318
合計	1,853,318	—	—	1,853,318

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	80	2019年3月31日	2019年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	利益剰余金	80	2020年3月31日	2020年6月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	25,572	29,703
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,443	△1,414
現金及び現金同等物	24,129	28,288

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入等による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、一部に外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。

なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理取扱要綱」に従い、各担当部署において、経理担当部門が定期的に作成する「滞留債権管理表」を基に取引先に回収交渉及び状況調査を行い、定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、「為替変動リスクヘッジの基本方針」に従い、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、メジャースタジオから購入する放送権に係るドル建て営業債務に対しては、予定取引により確実に発生すると見込まれる範囲内において先物為替予約を行っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を確認しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告または各部署への確認に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	25,572百万円	25,572百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	5,585	5,585	－
(3) 投資有価証券	1,961	1,961	－
資産計	33,119	33,119	－
(1) 買掛金	23,858	23,858	－
(2) 未払費用	4,415	4,415	－
負債計	28,273	28,273	－
デリバティブ取引(*)	158	158	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,703百万円	29,703百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	5,550	5,550	－
(3) 投資有価証券	1,400	1,400	－
資産計	36,654	36,654	－
(1) 買掛金	18,769	18,769	－
(2) 未払費用	3,956	3,956	－
負債計	22,726	22,726	－
デリバティブ取引(*)	163	163	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらの多くは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式（関係会社株式を含む）	8,209百万円	7,358百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内	1年超
現金及び預金	25,571百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	5,585	－
合計	31,157	－

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内	1年超
現金及び預金	29,702百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	5,550	－
合計	35,253	－

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2019年 3月31日)

1. その他有価証券 (2019年 3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,958百万円	1,160百万円	798百万円
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	4	△1
合計		1,961	1,165	796

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 1,214百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度 (2020年 3月31日)

1. その他有価証券 (2020年 3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,093百万円	808百万円	285百万円
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えないもの	株式	307	356	△49
合計		1,400	1,164	235

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 615百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

関係会社株式 (時価を把握することが極めて困難と認められるもの) 585百万円、その他有価証券の株式 (時価を把握することが極めて困難と認められるもの) 634百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	12,172百万円	6,806百万円	424百万円
	ユーロ	買掛金	5,950	5,489	△308
	豪ドル	買掛金	867	426	35
合計			18,990	12,722	151

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	9,528百万円	4,926百万円	473百万円
	ユーロ	買掛金	5,489	3,649	△492
	豪ドル	買掛金	424	—	△39
合計			15,442	8,575	△58

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度としては退職一時金制度を設け、確定拠出制度としては確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、前連結会計年度までは簡便法によっておりましたが、当連結会計年度より原則法による算定方法に変更しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	－百万円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,741
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	333
勤務費用	158
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△78
退職給付債務の期末残高	2,156

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,788百万円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	△1,741
退職給付費用	4
退職給付の支払額	△3
退職給付に係る負債の期末残高	47

(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,203百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,203
退職給付に係る負債	2,203
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,203

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	158百万円
利息費用	0
数理計算上の差異の費用処理額	－
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	333
簡便法で計算した退職給付費用	4
確定給付制度に係る退職給付費用	497

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△1百万円
合計	△1

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△1百万円
合計	△1

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.02%

3. 確定拠出制度

退職給付費用 173百万円

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度としては退職一時金制度を設け、確定拠出制度としては確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	2,156百万円
勤務費用	164
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	△0
退職給付の支払額	△217
退職給付債務の期末残高	2,103

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	47百万円
退職給付費用	4
退職給付の支払額	△3
退職給付に係る負債の期末残高	48

(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,152百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,152
退職給付に係る負債	2,152
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,152

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	164百万円
利息費用	0
数理計算上の差異の費用処理額	0
簡便法で計算した退職給付費用	4
確定給付制度に係る退職給付費用	169

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	0百万円
合計	0

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△0百万円
合計	△0

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.02%

3. 確定拠出制度

退職給付費用 177百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
番組勘定損金算入限度超過額	1,078百万円	1,138百万円
減価償却費損金算入限度超過額	47	48
投資有価証券評価損	55	249
関係会社株式評価損	—	179
賞与引当金損金算入限度超過額	46	48
未払事業税	63	95
退職給付に係る負債	676	661
投資事業損失	7	6
貸倒引当金	51	39
為替予約	0	—
資産除去債務	46	51
減損損失	9	9
繰越欠損金(注)2	123	84
その他	392	376
繰延税金資産小計	2,599	2,988
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△88	△70
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△94	△623
評価性引当額小計(注)1	△182	△693
繰延税金資産合計	2,416	2,295
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△243	△72
企業結合に伴い識別された無形固定資産	△669	△627
為替予約	△48	△50
その他	△4	△4
繰延税金負債合計	△966	△754
繰延税金資産の純額	1,450	1,540

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、当連結会計年度において投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損を計上した影響によるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別金額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	68百万円	54百万円	—百万円	—百万円	—百万円	0百万円	123百万円
評価性引当額	△33	△54	—	—	—	△0	△88
繰延税金資産 (※2)	35	—	—	—	—	—	35

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損 金 (※1)	－百万円	29百万円	54百万円	－百万円	－百万円	0百万円	84百万円
評価性引当額	－	△18	△51	－	－	△0	△70
繰延税金資産 (※2)	－	11	2	－	－	－	14

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 一部の連結子会社について、翌連結会計年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

繰延税金資産の純額は、以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
固定資産－繰延税金資産	2,054百万円	2,120百万円
固定負債－その他	△603	△579

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省 略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△0.1
住民税均等割額		0.1
評価性引当額		6.4
税率変更による影響額		△0.0
その他		△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.6

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、本国（日本）において放送事業に関するサービスを行っており、当該サービスの一つとして当社の連結子会社である㈱WOWOWコミュニケーションズが当社及び外部から委託を受け、当社の顧客管理業務及びテレマーケティング業務を行っております。㈱WOWOWコミュニケーションズは、当社の顧客管理業務については当社戦略に基づき、テレマーケティング業務に関しては独自の戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、放送事業に関するサービスを行う単一の事業を行っており、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理業務を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントごとの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	放送	テレマーケ ティング	計		
売上高					
外部顧客への売上高	78,224	4,398	82,623	—	82,623
セグメント間の内部売上高又は振替高	26	4,518	4,545	△4,545	—
計	78,250	8,917	87,168	△4,545	82,623
セグメント利益	6,420	358	6,779	—	6,779
セグメント資産	87,327	5,744	93,071	△516	92,555
その他の項目					
減価償却費	2,359	108	2,468	—	2,468
のれん償却額	67	—	67	—	67
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,204	88	3,293	—	3,293

(注) 1. セグメント資産の調整額△516百万円は、セグメント間の債権の相殺消去であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	放送	テレマーケ ティング	計		
売上高					
外部顧客への売上高	78,081	4,369	82,450	—	82,450
セグメント間の内部売上高又は振替高	3	4,698	4,701	△4,701	—
計	78,085	9,067	87,152	△4,701	82,450
セグメント利益	8,222	266	8,489	—	8,489
セグメント資産	84,918	5,712	90,630	△606	90,024
その他の項目					
減価償却費	2,536	102	2,639	—	2,639
のれん償却額	67	—	67	—	67
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,875	81	2,957	—	2,957

(注) 1. セグメント資産の調整額△606百万円は、セグメント間の債権の相殺消去であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の重要なサービス区分と報告セグメントによる区分は一致しますため、記載しておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産が存在しないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な販売の相手先は一般視聴者であり、記載すべきものではありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の重要なサービス区分と報告セグメントによる区分は一致しますため、記載しておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産が存在しないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な販売の相手先は一般視聴者であり、記載すべきものではありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	放送	テレマーケティング	全社・消去	合計
当期償却額	67	—	—	67
当期末残高	674	—	—	674

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	放送	テレマーケティング	全社・消去	合計
当期償却額	67	—	—	67
当期末残高	606	—	—	606

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要な負ののれん発生益は計上しておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要な負ののれん発生益は計上しておりません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社は(株)放送衛星システムであり、その要約財務情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	10,929百万円	17,625百万円
固定資産合計	52,911	52,599
流動負債合計	5,325	7,388
固定負債合計	28,118	30,744
純資産合計	30,397	32,092
売上高	11,681	13,418
税引前当期純利益金額	1,003	2,904
当期純利益金額	687	2,010

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,150.01円	2,243.54円
1株当たり当期純利益	192.02円	187.92円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	5,182百万円	5,072百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,182百万円	5,072百万円
期中平均株式数	26,991,082株	26,991,082株

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定とともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役の報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を2020年6月23日開催の第36回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議し、本株主総会において決議いただいております。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）、取締役を兼務しない執行役員及び取締役を兼務しない理事（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値共有をより一層進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件としており、当該ご承認を得ております。

なお、本株主総会において、当社の取締役の報酬限度額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。）に改定し、当該報酬限度額の範囲内にて金銭報酬債権を支給することを決議いただいております。

3. 本制度の概要

対象取締役等は、本制度に基づき当社から毎事業年度支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記2. の取締役の報酬限度額の範囲内で、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。）といたします。各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会による助言・提言を経て、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①本株式の割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②対象取締役等が、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること、③対象取締役等が譲渡制限期間満了前に上記②に定める地位を退任した場合、その退任につき任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社が本株式を無償取得すること、④対象取締役等が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限が解除されない本株式を無償取得すること、などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2020年6月23日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

下記のとおりです。また、本制度の導入目的である当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆さまとのより一層の価値共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年間としております。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2020年7月22日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 47,674株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,478円 |
| (4) 処分総額 | 118百万円 |
| (5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役(社外取締役を除きます。) 8名 31,372株
当社の取締役を兼務しない執行役員 3名 7,869株
当社の取締役を兼務しない理事 5名 8,433株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。 |

2. 処分の目的及び理由

上記「(譲渡制限付株式報酬制度の導入)」に記載のとおりです。

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、2020年12月1日(予定)を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社WOWOWプラス(以下「WOWOWプラス」)が「シネフィルWOWOW」のBSデジタル放送事業に関して有する権利義務の一部を、会社分割の方法により当社が承継すること(以下「本分割」)を決議し、本分割に関する議案を2020年6月23日に開催の第36回定時株主総会に付議し、本株主総会において決議いただいております。

なお、本分割は所管官公庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。

1. 取引の概要

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容 | 「シネフィルWOWOW」のBSデジタル放送事業 |
| (2) 企業結合日(効力発生日) | 2020年12月1日(予定) |
| (3) 企業結合の法的方式 | WOWOWプラスを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割
当社は、本分割により、本分割の効力発生日におけるWOWOWプラスが「シネフィルWOWOW」のBSデジタル放送事業に関して有する権利義務の一部を承継いたします。 |
| (4) 結合後企業の名称 | 結合後企業の名称に変更はありません。 |
| (5) その他取引の概要に関する事項 | 当社は、グループ経営強化に取り組んでおり、その一環として「シネフィルWOWOW」の事業基盤の強化を含めた事業展開を進めております。今般、WOWOWプラスが「シネフィルWOWOW」のBSデジタル放送事業に関して有する権利義務の一部を当社が承継することで、グループ経営の効率化を図ってまいります。 |

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理をする予定であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	27	32	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	24	70	—	2021年～2026年
合計	52	102	—	—

(注) 1. リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しているため、「平均利率」については記載を省略しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	24	21	13	5

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	20,277	41,070	61,640	82,450
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	2,755	4,953	8,209	7,996
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,888	3,460	5,719	5,072
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	69.98	128.20	211.89	187.92

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	69.98	58.22	83.70	△23.97

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,522	24,672
売掛金	4,537	4,350
番組勘定	27,647	21,525
貯蔵品	35	40
前払費用	578	971
その他	1,597	1,630
貸倒引当金	△139	△99
流動資産合計	54,779	53,090
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,511	4,488
構築物	83	77
機械及び装置	2,354	2,215
工具、器具及び備品	848	1,071
建設仮勘定	13	37
有形固定資産合計	7,811	7,890
無形固定資産		
借地権	5,011	5,011
ソフトウェア	1,949	2,343
その他	11	11
無形固定資産合計	6,973	7,365
投資その他の資産		
投資有価証券	2,325	1,398
関係会社株式	9,466	8,649
敷金及び保証金	514	505
繰延税金資産	1,922	1,992
その他	169	150
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,375	12,671
固定資産合計	29,160	27,928
資産合計	83,940	81,019

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,657	17,499
未払金	1,276	1,226
未払費用	4,771	4,435
未払法人税等	802	1,464
賞与引当金	7	4
その他	730	687
流動負債合計	30,246	25,316
固定負債		
退職給付引当金	2,155	2,102
その他	77	70
固定負債合計	2,233	2,173
負債合計	32,479	27,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	2,601	2,601
その他資本剰余金	136	136
資本剰余金合計	2,738	2,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	38,400	40,900
繰越利益剰余金	7,741	7,695
利益剰余金合計	46,141	48,595
自己株式	△3,081	△3,081
株主資本合計	50,797	53,252
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	552	163
繰延ヘッジ損益	109	113
評価・換算差額等合計	662	277
純資産合計	51,460	53,529
負債純資産合計	83,940	81,019

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	72,951	72,489
売上原価	43,641	40,329
売上総利益	29,310	32,160
販売費及び一般管理費	※1 23,072	※1 24,227
営業利益	6,237	7,932
営業外収益		
受取利息	34	31
受取配当金	227	335
為替差益	500	226
その他	50	63
営業外収益合計	813	656
営業外費用		
その他	3	8
営業外費用合計	3	8
経常利益	7,048	8,580
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	41	2
固定資産売却損	—	0
投資有価証券評価損	—	634
関係会社株式評価損	—	585
ゴルフ会員権評価損	7	0
特別損失合計	48	1,222
税引前当期純利益	7,000	7,357
法人税、住民税及び事業税	2,410	2,644
法人税等調整額	△292	100
法人税等合計	2,117	2,744
当期純利益	4,883	4,613

【売上原価明細書】

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
番組費	29,232百万円	67.0%	27,004百万円	67.0%
技術費	2,867	6.6	2,852	7.1
プログラムガイド費	2,613	6.0	2,643	6.6
減価償却費	1,311	3.0	1,391	3.4
退職給付費用	360	0.8	158	0.4
役員報酬	95	0.2	92	0.2
賞与引当金繰入額	3	0.0	3	0.0
その他	7,156	16.4	6,184	15.3
売上原価	43,641	100.0	40,329	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	2,601	136	2,738	33,900	9,517	43,417	△3,081	48,073
当期変動額									
別途積立金の積立					4,500	△4,500	—		—
剰余金の配当						△2,159	△2,159		△2,159
当期純利益						4,883	4,883		4,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	4,500	△1,775	2,724	—	2,724
当期末残高	5,000	2,601	136	2,738	38,400	7,741	46,141	△3,081	50,797

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	816	△90	726	48,800
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,159
当期純利益				4,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△264	199	△64	△64
当期変動額合計	△264	199	△64	2,660
当期末残高	552	109	662	51,460

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	2,601	136	2,738	38,400	7,741	46,141	△3,081	50,797
当期変動額									
別途積立金の積立					2,500	△2,500	—		—
剰余金の配当						△2,159	△2,159		△2,159
当期純利益						4,613	4,613		4,613
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	2,500	△45	2,454	—	2,454
当期末残高	5,000	2,601	136	2,738	40,900	7,695	48,595	△3,081	53,252

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	552	109	662	51,460
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,159
当期純利益				4,613
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△388	3	△385	△385
当期変動額合計	△388	3	△385	2,068
当期末残高	163	113	277	53,529

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

① 番組勘定

個別法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引等）

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

④ ヘッジの有効性評価の方法

各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引の実行及び管理は、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国内外のイベントの相次ぐ延期、中止等の影響により、当社において放送、配信を予定しておりましたスポーツや音楽ライブ等が延期、中止となり、当社の加入者獲得等の業績に影響を及ぼしております。このような状況下、当社では、国内外のイベント等事業活動が、2020年8月以降徐々に回復し、10月にはほぼ正常化する仮定のもとに、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、当該感染症の影響が世界的に長期化した場合には、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等についての判断に影響を及ぼし、当社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	308百万円	357百万円
長期金銭債権	129	129
短期金銭債務	908	979

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74%、当事業年度70%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26%、当事業年度30%です。主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
代理店手数料	5,457百万円	5,539百万円
広告宣伝費	5,234	5,450
システム費	1,665	2,467
カスタマーセンター費	2,127	2,001
減価償却費	822	920
退職給付費用	381	236
貸倒引当金繰入額	59	59

(表示方法の変更)

前事業年度において、販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示していませんでした「システム費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても販売費及び一般管理費のうち主要な費目として表示しております。

2 関係会社との取引高は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	244百万円	277百万円
仕入高	8,252	8,577
営業取引以外の取引による取引高	216	337

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式4,820百万円、関連会社株式3,210百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,406百万円、関連会社株式3,210百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
番組勘定損金算入限度超過額	1,078百万円	1,138百万円
減価償却費損金算入限度超過額	18	19
投資有価証券評価損	50	244
関係会社株式評価損	—	179
賞与引当金損金算入限度超過額	2	1
未払事業税	50	82
退職給付引当金	660	643
投資事業損失	7	6
貸倒引当金	49	37
資産除去債務	34	36
その他	268	260
繰延税金資産小計	2,219	2,650
評価性引当額	—	△530
繰延税金資産合計	2,219	2,119
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△243	△72
為替予約	△48	△50
その他	△4	△4
繰延税金負債合計	△296	△126
繰延税金資産の純額	1,922	1,992

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省 略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△1.1
住民税均等割額		0.1
評価性引当額		7.2
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		37.3

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項」(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

連結財務諸表「注記事項」(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項」(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,511	276	1	297	4,488	4,042
	構築物	83	—	—	5	77	49
	機械及び装置	2,354	816	0	956	2,215	10,688
	工具、器具及び備品	848	567	1	342	1,071	1,735
	建設仮勘定	13	1,685	1,662	—	37	—
	計	7,811	3,346	1,664	1,602	7,890	16,516
無形固定資産	借地権	5,011	—	—	—	5,011	—
	ソフトウェア	1,949	1,182	0	788	2,343	5,723
	その他	11	—	—	0	11	304
	計	6,973	1,182	0	788	7,365	6,028

(注) 「当期増加額」のうち主なものは、次のとおりです。

1. 建物の増加額は、放送センターの設備等です。
2. 機械及び装置の増加額は、放送センターのスタジオ設備の更新421百万円等です。
3. 工具、器具及び備品の増加額は、放送センターのサーバー設備の更新・増強289百万円等です。
4. 建設仮勘定の増加額は各資産に振り替えしているため、主な内容の記載は省略しております。
5. ソフトウェアの増加額は、顧客管理システムの更新245百万円等です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	162	59	98	123
賞与引当金	7	4	7	4

(2)【主な資産及び負債の内容】

当社は連結財務諸表を作成しておりますため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	中間配当 9月30日 期末配当 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	該当なし 該当なし 該当なし
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://corporate.wowow.co.jp
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された100株以上所有の株主。 (2) 優待内容 WOWOW視聴料3カ月無料またはWOWOW特製QUOカード2,000円分 (*継続所有期間2年以上の場合は、WOWOW視聴料4カ月無料)。
外国人等の株主名簿への記録の制限	当社は、次の各号に掲げる者(以下、「外国人等」という)が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記録することを拒むことができる。 (1) 日本の国籍を有しない人 (2) 外国政府またはその代表者 (3) 外国の法人または団体

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第35期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月21日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年6月21日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第36期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出
第36期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出
第36期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2019年6月25日関東財務局長に提出
2020年6月24日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。
- (5) 有価証券届出書（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）及びその添付書類
2020年6月23日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
2020年6月24日関東財務局長に提出
2020年6月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社WOWOWの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社WOWOWが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOWの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 田中 晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員である田中晃は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表しました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析しました上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び番組勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っております事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案しまして重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施しました結果、2020年3月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。